

2024年度

「2025年度に向けた政策・制度要求と提言」に対する回答

【回答受領日】

・神奈川県	2024年 11月18日
・横浜市	2024年 12月18日
・川崎市	2024年 12月20日
・相模原市	2025年 1月31日
・神奈川労働局	2024年 12月 9日

【回答評価について】

記述の内、原則として次の評価を行いました。

- ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる
- ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める
- ③ 要求に対し、取り組みがない
- ④ やむなし（自治体としての権限外や要求の再検討が必要である）

【経済・産業】

重点1	A I ・ I o T活用やD X推進を支援し、中小企業の資金支援を強化	①
重点2	D X ・ G X進展に対応する枠組みの構築、企業の投資や人材育成支援の強化	②
重点3	労務費転嫁や適正価格設定の啓発、負担軽減策の推進	②
重点4	男女賃金格差公表を受け、差別要因の見直しと多様な働き方の実現を推進	②

1. D XやG Xの進展により起こり得る、産業・経済・社会の変化に対応する取り組み

デジタル技術導入による産業の構造転換、またグリーン技術による新たな雇用への移行が、経済の停滞や失業を伴うことなくスムーズに行われるための取り組み。

重点1 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

経済や産業の構造変革に対応するため、社会基盤やあらゆる産業において、A I ・ I o Tなどのさらなる活用をはじめ、D Xの実現に向けた環境整備を積極的に支援するとともに、特に中小企業における業務基盤を支える資金については、融資・助成等様々な方法での支援を積極的に行うこと。

神奈川県（経済産業局）

県では、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、労働力不足の解消に向けて、製造業における生成 AI 等の活用を促進するため、令和 6 年度から人材育成支援や専門家派遣、製品化・事業化支援を実施しています。

また、公益財団法人神奈川産業振興センターに設置している専用相談窓口において、中小企業・小規模企業の I o T 等の導入・活用に関する相談に応じているほか、専門家を派遣して、その企業に最適な I o T 等の導入・活用の助言を行っています。

さらに、公益財団法人神奈川産業振興センターが小規模企業者に代わって設備を購入し、割賦販売又はリースすることで、I o T をはじめとした設備の導入を後押ししているほか、金融機関及び神奈川県信用保証協会と連携し、県中小企業制度融資により中小企業の I C T 設備の導入等のための資金調達を支援しています。

横浜市（経済局企画調整課）

横浜市景況・経営動向調査において、デジタル化実施状況について調査したところ、市内企業は、社内における文書等のデジタル化、テレワークやオンライン会議の実施、デジタルツールの導入等による業務プロセスの効率化などに必要性を感じ、すでに取り組んでいる状況にあります。

引き続き、中小企業のデジタル化を推進するため、生産管理システムや在庫管理システムなど、デジタル化、D X のための設備導入に係る費用を助成し、環境整備を支援します。

また、中小企業の事業継続に向けて、制度融資による資金繰り支援や、きめ細かな経営相談、設備投資助成など、様々な支援策により支援していきます。

川崎市（経済労働局経営支援課、金融課）

D X の実現に向けた支援につきましては、セミナーや専門家による相談会の開催のほか、I C T 機器の導入補助や、デジタル人材の育成補助等により、中小企業のデジタル化支援に取り組んでいるところでございます。また、D X 等を活用した付加価値の高いビジネスへの変革が求められていることから、新たなビジネス展開等を創出するため、中小企業が実施するモデル事業を支援し、先進事例となるよう取り組み、その成果を情報発信すること等により、中小企業の D X 化を推進してまいりたいと存じます。

さらに、中小企業制度融資については、川崎市信用保証協会と連携し、振興資金や経営安定資金など様々なメニューを用意し、信用保証料の補助を行うなど、中小企業の資金調達を支援しております。また、令和 6 年 7 月 1 日から、中小企業者等が、金融機関等の継続的な支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に利用できる「伴走支援型経営力強化資金」を新設するなど、取組を進めております。

引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいりたいと存じます。

相模原市（環境経済局）

本市における中小企業のD X化の実現に向けた支援につきましては、D X化の必要性や本質、取組事例などを紹介する「D X化推進フォーラム」のほか、中小企業のためのD X勉強会の開催など、中小企業のD X化やデジタル人材の育成に向けた支援を実施しております。

また、国においては、I T導入補助金、神奈川県では小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金を実施しており、中小企業の利用促進に向け、産業支援機関と連携して周知してまいります。

融資・助成等の支援につきましては、事業活動に必要な資金を低利率で調達できるよう中小企業融資制度等を実施しております。

神奈川労働局

従業員のスキルアップに必要な研修や訓練にかかる経費と訓練実施時間の賃金の一部を助成し、企業の人材育成、生産性の向上を支援する制度として、「人材開発支援助成金」があります。新規事業の展開や事業のD X化等を推進する場合に必要な知識・技能を習得させるための訓練等を行った事業主に対して助成する「事業展開等リスクリング支援コース」や、デジタル人材や成長分野等の人材を育成する訓練等を行った事業主に対して助成する「人への投資促進コース」などがあります。

また、特定求職者雇用関係助成金には、デジタル・グリーン分野（成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者（障害者、高齢者、母子家庭の母、就職氷河期世代など）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、雇用管理改善や能力開発に取り組む場合に、通常の1.5倍の助成を受けることができる「成長分野等人材確保・育成コース 成長分野メニュー」があります。

労働局とハローワークでは、事業主に対し、本助成金の周知及び活用勧奨を継続して行ってまいります。

評価 ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

- ・ 社会情勢の変化等、進捗を注視しつつ、課題の把握は継続する。
- ・ 中小企業においてはD Xの進展は喫緊の課題であり、導入も進められている。今後は導入後の更新・継続利用についての課題を注視する。

※参考

神奈川県 2025 年度予算（案）

3 主な事業内容

区分	主な事業名及び事業概要	7 年度当初予算額
(1) 労働力不足への対応		59億5,451万円
ア 生産性向上への支援		
①	設備導入による生産性向上への支援 物価高騰や深刻な人手不足など厳しい環境にある中小企業を支援し、「稼ぐ力」の安定強化を図るため、生産性向上に資する設備導入等に対して補助するとともに、過年度に支援した中小企業へのフォローアップを新たに行う。	43億 912万円
②	中小企業等へのデジタル化支援 人手不足が深刻化する小規模事業者の生産性向上を図るため、デジタル化に向けたシステム導入等に対する補助や専門家による支援を行う。また、生成AI等を活用した製品化や事業化を行う中小企業を支援するとともに新たに試作品の試験費用に対して補助する。	1億5,028万円
③	生産性向上に必要な資金調達の支援 中小企業制度融資を利用する中小企業者等の負担を軽減するため、「生産性向上支援融資」の信用保証料に対して補助する。また、公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する「小規模企業者等設備貸与事業」に要する資金の貸付けを行う。	7億1,635万円
④	中小企業の業務効率化・DX推進への支援 DXを活用した経営改善を支援するため、中小企業従業員へのリスキリングにより人材育成を推進するとともに、新たに経営者向け学習プログラムを開設する。また、デジタル等の専門的知識・ノウハウを持った人材の採用をサポートする。	2億7,176万円

重点2 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

DXやGXなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会の様々な変化について、具体的な対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を速やかに実施すること。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すること。

〔神奈川労働局〕

DXやGXなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を速やかに実施すること。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すること。

神奈川県（産業労働局）

現在、産業・経済・社会への様々な変化について検討するための政労使の枠組みを新たに構築することは検討していませんが、企業の経営者や人事担当者等を対象に、労働団体や経営者団体と毎年度開催している政労使一体の働き方改革フォーラムなど、既存の様々な機会も活用していきます。

また、産業技術短期大学校等において、企業の従業員向けの学び直しの取組として、ITやDX等に関する職業訓練（スキルアップセミナー）を実施しており、引き続き、産業界の様々な変化に対応した企業の職業能力開発の支援に取り組んでいきます。

さらに、今年度新たに中小企業100社程度の従業員に、オンライン講座によるリスキリングの機会を提供する「神奈川県リスキリング人材育成事業」を開始し、今後、企業内のDX人材等の育成や業務の効率化につながるよう、支援に取り組んでいきます。

横浜市（経済局）

国の動向を注視しつつ、神奈川働き方改革会議（地方版政労使会議）において、対応策について協議・検討してまいります。

また、「横浜市中心職業訓練校」では、早期に安定した職業に就くために必要な技能・技術や知識の習得を必要としており、訓練修了後、早期に就職を希望する方を対象に職業訓練を実施し、就職に向けた支援を行っています。引き続き就労に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、市内中小企業のデジタル人材育成セミナーを実施しているほか、設備投資や研究開発に対する助成金や専門家派遣等によりデジタル化、脱炭素化に取り組む中小企業を支援しています。引き続き、中小企業における様々な課題解決を積極的に支援します。

川崎市（経済労働局）

企画課：市内産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議することを所掌事務とする附属機関として「川崎市産業振興協議会」を設置しており、所掌事務の遂行に向けて幅広い御意見をいただけるよう、同協議会の委員は、学識経験者や、幅広い業種の関係団体から参画いただいているところでございます。

また、同協議会の中に「中小企業活性化専門部会」を設け、会議開催に加え、現場視察や関係者との意見交換を通じ、様々な視点から、中小企業活性化施策の実施状況の検証等を行っております。

今後も幅広い業種の関係団体等と意見交換を行うとともに、検証意見等を踏まえた施策の改善に努めてまいります。

経営支援課：中小企業支援につきましては、厳しい経営環境にある中小企業の中長期的な事業継続に向けて、中小企業の経営基盤の強化が図られる支援を行っていくことが重要であることから、中小企業等の経営改善を図るため、デジタル人材の育成補助や、経営力の強化に向けましては、産学共同研究開発への助成に加え、創エネ・省エネ機器や、生産設備の導入支援等に取り組んでいるところでございます。

相模原市（環境経済局）

産業・経済・社会における様々な変化に対応していくため、国、地方公共団体、事業主団体、労働団体における情報共有、意見交換の必要性を認識しており、神奈川労働局が主催する地方版政労使会議「神奈川働き方改革会議」に本市も参画しております。

また、企業支援につきましては、デジタル人材育成事業や、産業用ロボット導入補助金、中小企業研究開発補助金を実施しております。

国においては、リスキリングによる能力向上支援や職業開発に対する支援を行っていることから、ハローワーク等の関係機関と連携し、周知に努めてまいります。

神奈川労働局

在職者の学び直しやスキルアップを目的として、神奈川県立総合職業技術校ではスキルアップセミナーを、ポリテクセンター関東では能力開発セミナーや生産性向上支援訓練を実施しています。多彩なコース設定で費用負担も少なく、多くの労働者、企業の方に利用いただいております。

また、労働者のキャリア形成及びリスキリングを推進するため、厚生労働省委託事業「令和6年度キャリア形成・リスキリング推進事業」において、神奈川キャリア形成・リスキリング支援センターを設置しています。ここでは、キャリアプランの見直しの必要性に迫られている労働者や、リスキリングの必要性を感じている労働者等に対して、労働市場情報や職業・教育訓練等に関する情報及び継続的なキャリアコンサルティングの機会を提供しています。

企業に対しては、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて体系的・定期的に従業員のキャリア形成を促進・支援する仕組み（セルフ・キャリアドック）の導入などについて、導入前から導入後も含めた相談支援・技術的支援を行っています。

労働局としては、神奈川県やポリテクセンター関東の在職者向け訓練、神奈川キャリア形成・リスキリング支援センターの周知について、事業主団体などとも協力しながら積極的に進めていきます。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・DXやGXなどの進展により起こり得る、社会の様々な変化について、政労使での協議を様々な場面で展開するよう求める。
- ・今後想定される労働力の移行に向けた施策について、重層的セーフティネットの構築および適正な求人のあり方について、社会情勢の変化等を注視しつつ、課題の把握を継続する。

※参考

神奈川政労使会議を開催 **『共同メッセージ』 を公表**

1月20日 神奈川県庁において、「神奈川政労使会議」が開催され、連合神奈川からは林会長が参加しました。

本会議では、神奈川における労働局、神奈川県、経済団体、労働団体のトップによる、**政労使一体となり「適切な価格転嫁」や「持続的な賃上げ」に向けた取り組みなどを進める『共同メッセージ』を公表**しました。（詳細は以下、共同メッセージ参照）

意見交換において連合神奈川からは、「『共同メッセージ』が政労使のベクトルを合わせ、神奈川における推進力となるよう取り組みを進めていかねばならない。」と発言しています。

労働組合については、2025春闘の取り組みに、労働組合のない企業においても『共同メッセージ』の趣旨を踏まえた取り組みをお願いします。

加えて、これから訪れる深刻な労働力不足への対応についても意見提起しました。

「深刻な労働力不足対策にあたっては、少子化対策と切り分け、労働力を奪い合うのではなく、人口減少を前提とした産業構造の変化への対応や、公務・公共サービスを含めた社会機能や経済活動を維持する手立てを急ぐ必要がある。そのためには、職業選択の自由がある中で、政策的な労働移動などの労働政策に、どのように向き合うべきかの考え方やグランドデザインについて、政労使の枠組みで検討していく必要性がある。」と訴えました。

今後の政労使会議でのテーマとなるよう、積極的に働きかけていきます。

引き続き、連合神奈川は、政労使会議による「社会対話」という取り組みに注力してまいります。



画像提供：神奈川県

神奈川政労使会議共同メッセージ

～豊かさと幸せを実感することができる社会をめざして～

人口減少が進む中で今後も経済を成長させていくためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上等を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済の実現が求められています。

また、人生 100 歳時代を見据え、超高齢社会を乗り越えていくためには、一人ひとりが、生涯にわたり、その持てる意欲や能力に応じて社会参加できるようにすることが大切です。そこで、私たちは、すべての人が、社会の一員として尊重され、豊かさと幸せを実感することができる社会をめざし、政労使が一体となって取り組みます。

1 県民の豊かさと経済の好循環の実現

企業の生産性向上と適正な価格転嫁によって企業収益の拡大を図り、それを原資として物価上昇に見合った持続的・構造的な賃金引上げにつなげることで、県民の所得を上げ、消費や投資を拡大させ、経済の好循環の実現を目指します。

2 中小企業・小規模事業者の生産性向上と稼ぐ力の強化の実現

国・県・市町村が連携して、価格転嫁についての消費者、事業者の理解促進も含め、きめ細かで効果的な支援策を講じることにより、地域経済をけん引する中小企業・小規模事業者の生産性向上と稼ぐ力の強化を目指します。

3 誰もが尊重され活躍できる社会の実現

地域で生活する一人ひとりが、年齢、性別、障がいの程度、国籍等にかかわらず、多様な選択肢の中でその意欲や能力を活かし、誰もが尊重され、活躍できる社会の実現を目指します。

令和7年1月 20 日

神奈川政労使会議

神奈川県

厚生労働省 神奈川労働局

経済産業省 関東経済産業局

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

一般社団法人神奈川県経営者協会

神奈川県中小企業団体中央会

一般社団法人神奈川県商工会議所連合会

神奈川県商工会連合会

一般社団法人神奈川経済同友会

知事 黒岩 祐治

局長 藤枝 茂

局長 佐合 達矢

会長 林 克己

会長 野並直文

会長 森 洋

会頭 上野 孝

会長 関戸 昌邦

代表幹事 石渡 恒夫

代表幹事 片岡 達也

2. 公正な取引の実施および労務費の適正な価格転嫁への対応を求める取り組み

社会の発展に向け、実質賃金の上昇を伴うインフレを可能とする労働分配率の向上と、サプライチェーン全体や重層下請け構造における高次下請け事業者に対する適正な利益分配を促すための、価格転嫁に対する市場心理の転換と公正な取引を求める取り組み。

重点3 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕＜地域連合統一要求項目＞

2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発や積極的な指導を行うこと。とりわけ、自治体が行う公共事業、公共調達などにおいても労務費の価格転嫁がはかれるよう率先垂範して時勢に応じた設計労務単価の引き上げや工期・納期の設定を行うこと。加えて、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるよう、啓発・助言を行うこと。

また、特別高圧契約法人の電気料金負担等、企業・事業者の努力のみでは価格の転嫁が難しい負担についての軽減対策を引き続き講じること。

〔神奈川労働局〕

2023年11月に公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を活用した適正な取引に向け、実効性の高い啓発や積極的な指導を行うこと。また、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配をめざす「パートナーシップ構築宣言」を行う企業が増えるよう、啓発・助言を行うこと。

神奈川県（会計局、県土整備局、産業労働局）

円滑な価格転嫁について、発注側の企業に対し、下請法の遵守と適正な価格決定への配慮を要請するとともに、経済団体や県内市町村を通じて事業者への周知の呼びかけを行いました。

公共工事の設計積算に用いる設計労務単価については、国、都道府県及び政令市が毎年共同で実施している公共事業労務費調査の結果をもとに、国が都道府県別に設定することになっています。公共事業労務費調査の結果は、国が設定した単価であり、県が独自で設計労務単価を見直すことは困難ですが、国が設計労務単価を改定した際は、速やかに県発注工事に適用できるよう、対応していきます。

公共工事の工期設定については、作業に必要な日数、準備及び片付けに要する日数に、不稼働日として、休祭日、夏季・年末年始休暇及び週休2日制を加味した休日や、雨天日及び猛暑日を加えた適正な工期の設定に努めています。

一般業務委託の予定価格の積算に当たっては、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価等を適切に反映することとしています。庁舎内清掃、施設の有人警備については、現状に即した標準的な積算基準を策定しており、予定価格の積算に当た

っては、国土交通省発表の最新の建築保全業務労務単価を用いることとしています。積算基準を策定していない業務委託についても、各執行機関において、最新の労務単価、物価資料などのほか、適切な資料がない場合には参考見積により、適切な予定価格の積算に努めています。

さらに、県は、適切な価格転嫁の促進に向け、今年度、知事が県内経済団体を訪問し、事業者の「パートナーシップ構築宣言」の取組への参加を直接要請したほか、生産性向上促進事業費補助金等の審査において、パートナーシップ構築宣言を行った事業者に加点措置を設けました。国に対しても、価格転嫁等の取引適正化の推進を、全国知事会を通じて要望しているほか、県単独でも要望しています。

特別高圧契約法人の電気料金負担の軽減対策については、中小製造業・倉庫業者や、商業施設・オフィスビルに入居する事業者に対して県独自に支援を実施しています。今後も、物価高騰の状況等、社会情勢を踏まえて、必要な支援策を検討していきます。

横浜市（財政局）

本市の公共工事発注においては、最新の公共工事設計労務単価等を反映した、適切な予定価格を設定しています。また、設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施、スライド条項の適用により契約後にも価格の見直しをしています。

また、電気料金については経済情勢や、国の動向を注視するとともに、必要な対策を講じ、中小・小規模事業者の皆様の経営をしっかりと支援していきます。

そして、ホームページやセミナー等を通じて、価格転嫁のための取組や支援策、「パートナーシップ構築宣言」等について、周知・啓発に努めるほか、引き続き、中小企業支援センターである公益財団法人横浜企業経営支援財団の相談窓口を通じ、企業の経営改善・業績アップに向けた支援を実施してまいります。

川崎市（財政局、経済労働局）

財政局契約課：適正価格による契約を締結することにつきましては、当該契約案件の品質を確保するとともに、受注する企業の安定的な経営と、就労者の適正な労働環境の確保等に繋がるものと考えております。そのため、国における公共工事設計労務単価等の改定を踏まえ、本市においても適切な労務単価等の設定を行うとともに、必要に応じて、調達に係る事業者から、参考となる見積りを徴取するなどして、市況価格や適切な納期を反映したより適正な調達に努めているところでございます。

経済労働局企画課：国において、エネルギー価格の高騰の影響を受ける企業等の負担を軽減するため、燃料油の価格を抑制する支援や、電気・都市ガスの負担を軽減する支援が実施されておりますが、時限的な措置としていることから、今後の国における支援施策について注視するとともに、本市の役割といたしましては、国、県における広域的な下支えに対し、中小企業の中長期的な事業継続に向けて、経営基盤の強化が図られる支援を行うことが重要であると考えておりますことから、専門家派遣による伴走支援や、資金繰りの円滑化等を支援するとともに、経営力の強化に向けまして、働き方改革・生産性向上の取組を

通じたデジタル化支援のほか、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減に向けた創エネ・省エネ機器や、収益の拡大に向けた機械装置等の生産設備の導入支援等、引き続き、市内中小企業をしっかりと支援してまいります。

相模原市（財政局、環境経済局、都市建設局）

適正な取引に向けた価格転嫁の円滑化につきましては、産業支援機関と連携し、価格交渉に関するセミナーの開催や個別相談を実施してまいりました。

設計労務単価につきましては、社会経済情勢に応じ、毎年度見直しを行っております。

また、工期・納期の設定につきましては、週休2日などを不稼働日として工期に加算するなど、ゆとりある工期・納期設定となるよう取り組んでおります。

引き続き、国や他自治体の動向を踏まえ、適正な労務単価や工期・納期の設定に努めてまいります。

パートナーシップ構築宣言につきましては、産業支援機関と連携し、市内企業に対して周知を図ってまいります。

また、特別高圧受電者に対する支援につきましては、本年度は神奈川県が実施していることから、国や神奈川県の経済対策の動向を注視し、必要性を含めて検討してまいります。

神奈川労働局

賃金引上げに当たっては労務費の適切な転嫁を通じた取引の適正化が不可欠である中で、十分に進んでおらず、そのような中で賃金を引上げざるを得ないという声があることは、承知しています。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、労務費の転嫁に係る価格交渉について発注者及び受注者がそれぞれ取るべき行動及び求められる行動を12の行動指針として取りまとめており、労働基準監督署では、事業場への臨検する際に賃上げを巡る情勢や施策を紹介し、行動指針をまとめたパンフレットも交付し、賃上げに向けた検討を働きかけています。

引き続き、本取組を実施し、発注者、受注者双方に対して当該指針等の周知、啓発を行い、価格転嫁が円滑に進むよう努めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・パートナーシップ構築宣言登録企業の拡大等施策の進捗と実効性の確保および効果の把握が必要。

※参考

「パートナーシップ構築宣言」登録企業数（3月27日現在）

神奈川県	3,535	千葉県	1,770
東京都	9,878	埼玉県	6,452

3. 男女の賃金格差解消に向けた課題の解消を求める取り組み

神奈川県内における男女の賃金は女性が男性の70%と言われる。賃金格差を生じる要因は、勤続年数・到達職位等様々に考えられるが、不合理な要因をできる限りなくし、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能な社会の実現に向けた取り組み。

重点4 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

女性活躍推進法の改正に伴い公表が義務付けられた男女の賃金格差等について、公表される情報を把握し、雇用の全ステージにおける直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。さらに、すべての人がその能力において希望する働き方と働き続けることを選択することが可能となる社会の実現に向けた施策を展開すること。

神奈川県（産業労働局、福祉子どもみらい局）

県では、かながわ男女共同参画推進プランにて、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、県の取組や25～44歳の女性の就業率や企業における男性と女性の所定内給与額の格差等の指標の現状数値など、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様幅広くお知らせしています。

また、未だに6歳未満の子がいる共働き世代の家事関連時間や、家族の介護・看護を理由とする離職者数が女性に偏っていることなどから、県では、仕事と育児や介護、不妊治療等を両立できる職場環境の整備に取り組む県内中小企業に対して、今年度から奨励金を交付しています。

さらに、39歳までの若年者を対象とした「かながわ若者就職支援センター」や40歳以上の中高齢者を対象とした「シニア・ジョブスタイル・かながわ」、育児期などの女性の就労に向けた幅広い相談に応じる「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において多様なニーズに対応した就業支援を行っています。

横浜市（政策経営局男女共同参画推進課）

男女の賃金格差については、「男女共同参画に関する事業所調査」において調査しており、賃金格差解消に向けた取組が必要であると認識しています。このため、今後も、女性の就労支援等に取り組むとともに、「よこはまグッドバランス企業」認定を通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進していきます。

川崎市（市民文化局人権・男女共同参画室、経済労働局労）

人権・男女共同参画室：男女の賃金の差異等の公表につきましては、現時点では常時雇用する労働者が 301 人以上の企業が対象とされていることから、企業の公表状況や国の施策等を注視してまいります。直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しにつきましては、市内中小企業を対象とする「かわさき☆えるぼし」認証制度を通じて、女性の積極的な採用、女性従業員の育成や登用、男性従業員の育児休業取得促進など、性別にかかわらず活躍できる職場環境の整備を推進してまいります。

経済労働局：本市では、誰もが働きやすい職場環境の整備に向け、育児や介護と仕事の両立支援や有給休暇の取得率向上などに意欲的に取り組む企業に対して、必要に応じて、社会保険労務士などの専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた助言などを行うとともに、ホームページや「かわさき労働情報」等によりワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報などを行っているところです。

今後につきましても、企業の職場環境づくりが促進されるよう、企業への啓発や必要な支援を行ってまいります。”

相模原市（環境経済局）

男女の賃金格差等につきましては、国の調査等を参考に実態の把握に努めてまいります。

また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進を図るため、男女共同参画に関する市民意識・事業所調査等により実態把握に努め、男女が共に働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

神奈川労働局

女性活躍推進法の義務企業に対する報告徴収など、企業に接する機会を捉えて、男女の賃金の差異の把握及び公表について促すとともに、男女の賃金の差異の要因を分析し、それを踏まえて、一層の女性活躍推進の取組や雇用管理改善につなげるよう、助言を行っています。引き続き、県内企業における女性の活躍推進の取組が進むよう対応してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

・男女間賃金格差が生じる要因等にも着目をしながら、課題の把握を継続する。

※参考

「令和 4 年 神奈川県 の賃金・労働事情」最低賃金審議会資料

神奈川県最低賃金と一般賃金水準との比較

令和3年

	最低賃金額	所定内給与*2 (企業規模5～9人)	
		男	女
時間額	1,040	1,914	1,688
月額	180,752 *1	342,600	271,700
		(179時間)	(161時間)
最低賃金との比	100.0%	184.0%	162.3%

*1 時間額×173.8時間(40時間(週所定労働時間)×52.14(年間平均週数)÷12)

*2 令和3年賃金構造基本統計調査 都道府県別第6表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(企業規模5～9人)

【雇用・労働】

- | | | |
|-------|---------------------------------|----|
| 重点 5 | 男性の育休促進と働き方見直し、両立支援制度の充実を推進 | ② |
| 重点 6 | あいまいな雇用で働く労働者への労働法保護強化と啓発活動を推進 | ② |
| 重点 7 | 時間外労働の上限規制遵守を徹底し、長時間労働の是正を推進 | ①④ |
| 重点 8 | ハラスメント根絶に向けた対策充実と相談環境改善、人材育成を推進 | ② |
| 重点 9 | 障がい者雇用の支援強化と差別のない社会実現を推進 | ② |
| 重点 10 | 外国人労働者受け入れの指導強化と定着支援を推進 | ②④ |

1. 安定雇用と就労継続および適正な労働対価を求める取り組み

男女ともに直面する介護離職の防止、女性の雇用中断の防止に向けた男性の育児参加機会の拡大を求めるとともに、雇用の流動化による不安定な雇用やあいまいな雇用によって働く人の権利を守る取り組み。

重点 5 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕＜地域連合統一要求項目＞

男女がともに仕事と育児や介護等の両立を実現するためには、働き方を見直し、男性も含めた労働時間の短縮や、支援制度等の環境整備が不可欠である。男性の積極的な育休取得と取得期間の延長を促進し、妊娠・出産や育児などを経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、企業における両立支援制度等の充実、働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの取り組みの促進・支援など、施策の拡充をはかること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）

県では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等労働関係法規の遵守に関して、県で作成した広報誌やホームページに解説を掲載するとともに、かながわ労働センターが実施している事業所訪問や労働相談により、企業や労働者に助言等を行い、普及啓発に努めています。

神奈川県子ども・子育て支援推進条例第 16 条に基づき、従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を「子育て応援団」として認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図るとともに、子育て初心者の父親の子育てを支援するため、かながわパパ応援サイト「パパノミカタ」を開設し、最新の育児休業制度をはじめとした子育てに関する基礎知識などを情報提供することで、男性の積極的な育休取得の促進に取り組んでいます。

さらに、県内中小企業に対するテレワークや I C T 活用に関するアドバイザーの派遣やセミナーを開催するほか、令和 6 年度から新たに、仕事と育児を両立できる職場環境の整備や男性の育児休業取得促進、仕事と不妊治療等の両立に取り組む県内中小企業に奨励金を交付

する事業を実施しており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き、職場環境の整備促進に取り組んでいきます。

横浜市（政策経営局男女共同参画推進課、経済局中小企業振興課、雇用労働課）

本市では、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定しています。認定にあたっては、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の条文を示し、その内容を遵守しているか確認しています。また、その取組事例を広く周知するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組への機運を高めています。

また、仕事と育児・介護の両立支援など働き方をテーマとする企業向けのセミナーを通じて、企業における多様で柔軟な働き方の推進を支援しています。

さらに、2025年度においても引き続き、中小企業に向けたセミナー等の実施により、多様で柔軟な働き方に向けた取組の支援に努めていきます。

加えて、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、労働時間や仕事と育児の両立に関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、そのページを案内する二次元コードを載せたカードを配布して周知を図っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、労働時間や仕事と育児の両立に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。

「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的に開催しており、労働時間や仕事と育児の両立についても取り上げています。

川崎市（総務企画局人事課、経済労働局労働雇用部）

総務委企画局：川崎市職員における男性の育児休暇取得については、引き続き、「職員子育て応援ガイドブック」や研修等を通じて男性の育児休業取得率の向上に取り組んでいくほか、妊娠・出産等を申し出た職員への面談を義務化し、制度周知や家事・育児等の家庭生活に参加する意識の醸成を促進するとともに、男性職員に対しては休暇の取得意向の確認とあわせて「休暇・休業取得計画書」の作成・提出を求めるなど、更なる育児休業取得率の向上に向けて取り組んでまいります。

経済労働局：本市では、育児や介護と仕事の両立支援や有給休暇の取得率向上などに意欲的に取り組む企業に対して、必要に応じて、社会保険労務士などの専門アドバイザーを派遣し、課題解決に向けた助言などを行うとともに、ホームページや「かわさき労働情報」等によりワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発や助成制度の広報などを行っているところです。また、国におきましては、従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための中小企業両立支援助成金制度を制定するなど、それぞれの役割の中でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境整備に努めております。

今後とも、こうした本市の取組と国などの取組との相乗効果が図られるよう、国、関係部局及び中小企業団体や商工会議所など市内産業界との連携を強化し、ワーク・ライフ・バランスを導入しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

相模原市（環境経済局、市民局）

仕事と育児や介護等の両立に向けた個人を対象にした取組としては、妊娠期から出産、育児までの情報を掲載した「子育てガイド」の“パパのページ”において、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の内容を含めた子育てと仕事の両立のための情報、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた内容を掲載するなど、周知啓発に努めております。

事業者を対象にした取組としては、働きながら安心して育児や介護ができる地域社会を目指し、仕事と家庭との両立支援を積極的に行う企業を表彰する「仕事と家庭両立支援推進企業表彰」や表彰企業の取組について紹介するリーフレットを作成・配布するなど周知啓発に努めるとともに、令和5年度からの事業として、子育てを行う従業員が働きやすい環境の整備に取り組む事業主に対する補助を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた取組の充実に努めております。

また、仕事と家庭の両立支援事業として、子育て世代のライフステージに応じたセミナー、育児や介護と仕事を両立しながら働き続けるための支援制度などを学ぶ講座やワーク・ライフ・バランスの重要性に関する啓発講座なども開催しており、引き続き、関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組んでまいります。

神奈川労働局

男女雇用機会均等法では、妊娠等を理由とする不利益取扱い禁止及び母性健康管理措置について規定しており、育児・介護休業法では、育児休業を始めとする各種両立支援制度及び男性の育児休業取得率公表等について規定しています。あらゆる機会を捉えてこれら法令及び制度の周知・啓発を行っています。また、労働者から権利侵害に関する相談が寄せられた場合には、企業に対する行政指導や紛争解決援助制度により法の履行確保や紛争解決を図っています。

改正育児・介護休業法では、両立支援制度の拡充や仕事と育児・介護を両立しやすい職場環境整備を推進する内容となっており、改正次世代法では、現行法よりも一歩踏み込んで企業に取組を求める内容となっています。県内企業において、これら改正法に沿った雇用管理が行われ、男女ともに就業継続しやすい職場環境整備が進むよう、引き続き、法の周知・啓発に取り組むとともに、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を行います。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 男性の育児休暇取得については、取得率のみならず取得期間にも着目して推移を把握し、両立支援策については、女性のキャリア形成支援の視点から更なる施策を求める。

重点 6 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

会社の指揮命令を受けるなど雇用契約に近いにもかかわらず、形式上は業務委託契約とされる等によって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加していることを踏まえ、労基法上の労働者として労働条件の最低基準が遵守されるよう、啓発・教育の機会の充実をはかること。

〔神奈川労働局〕

会社の指揮命令を受けるなど雇用契約に近いにもかかわらず、形式上は業務委託契約とされる等によって、労働法の保護を受けることができない労働者が増加していることを踏まえ、労基法上の労働者として労働条件の最低基準が遵守されるよう、啓発・教育の機会の充実をはかること。

また、フリーランス保護法にもとづく契約ルールの適正化（買ったたき行為や製品の受け取り拒否・返品、原材料の発注先の指示、加入する保険会社の指定、発注した業務内容の変更等の禁止や発注する業務内容の明確化、60日以内の報酬の支払い等）やハラスメント防止などの実効性ある対応が取られるよう、指導・監督を行うこと。

神奈川県（産業労働局）

県では、さまざまな労働問題への対処方法を紹介する「労働問題対処ノウハウ集」の一つに、業務委託契約で働くときの留意点を取り上げ、業務委託契約でも労働法の保護が受けられる場合の基準等を示し、労働相談において活用しています。

また、労働問題の当事者による自主的な解決や安定的な労使関係の形成を促すために、労働関係諸法令や労使関係・労務管理に関する知識に係る普及啓発を行っています。具体的には、時宜に応じた労働関係情報の普及啓発のための冊子である「労働かながわ」や、労働法制等の普及啓発資料「労働手帳」等を作成し、労働相談窓口や市町村窓口等で配布しています。こうした取組を通じて、引き続き、啓発・教育の機会の充実を図っていきます。

横浜市（経済局雇用労働課）

本市では、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、労働時間や仕事と育児の両立に関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、二次元コードを載せたカードを配布して周知を図っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、労働時間や仕事と育児の両立に関わるものを含む労働相談・法律相談等に対応しています。

「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的を開催しており、労働条件等についても取り上げています。

川崎市（経済労働局労働雇用部）

本市では、若者向けのリーフレットや「働くためのガイドブック」の作成、配布等を通じて、労働条件や保険制度など、働く上で必要な情報を提供しているところです。

今後につきましても、同リーフレット等を市内高等学校や若者を対象とした就職支援イベント等で配布するなど、周知啓発に取り組んでまいります。”

相模原市（環境経済局）

フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化法」が令和6年11月1日から施行されました。こうしたことから、関係者機関等にリーフレットの配布による周知を行うなど、啓発に努めてまいります。

神奈川労働局

厚生労働省では、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が施行された本年11月1日に合わせて、全国の労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えたフリーランスの方々からの労働基準法等の違反に関する相談窓口を設置しました。本相談窓口対応等を通して、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境の整備に努めます。

フリーランス法に規定された発注事業者が守るべき義務と禁止行為については、引き続き、あらゆる機会を捉えて周知を行ってまいります。また、発注事業者に対する調査及び報告徴収において、就業環境整備に関する法違反を把握した場合には行政指導等を行うことにより、法の履行確保を図ってまいります。なお、取引適正化に関する法違反を把握した場合には、所管する公正取引委員会及び中小企業庁に情報提供を行うなど、適切に連携を図って対応してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・フリーランス新法の周知・啓発等、施策の進捗と社会情勢の変化等を注視しつつ、課題の把握を継続する。

※参考



フリーランスとして業務に従事するすべての業種の労働者が、労災保険に特別加入できるようになったことを周知し、労災保険特別加入を呼びかける連合のポータルサイト

2. 安全に働くことができる環境を求める取り組み

労働関係法規の遵守による安全衛生の確保、特に医療現場・バスやトラックの輸送流通現場等、時間外規制、勤務間インターバル規制の適用猶予が外れた業種・業態における労働実態確保を求める取り組みおよび高齢労働者の労働災害防止を求める取り組み。

重点7 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

自動車運転業務、医師、建設事業等を含め時間外労働の上限規制が確実に遵守されるよう監督・指導を徹底し、長時間労働の是正をはかること。

神奈川県（産業労働局（健康医療局、県土整備局））

県では、法的権限を持っていないことから、企業に対して是正勧告を行うことはできませんが、労働者や使用者が抱える労働問題の解決を支援するため、かながわ労働センター及び各支所による労働相談を実施しています。

違法な時間外労働に関する相談があった場合には、法令に関する情報提供や、対処方法について助言を行っており、その一つとして、労働基準監督署への申告など、権限を持つ他の機関を紹介しています。

横浜市（経済局雇用労働課）

本市としては、国（神奈川労働局）や神奈川県と連携を図りつつ「働く人の相談室」の相談業務や労働実務セミナー、労働法制等の基礎知識をまとめた「ワーキングガイド」などにより、関連法令等の周知・啓発や、労働者の問題解決のサポートに引き続き積極的に努めていきます。

川崎市（経済労働局労働雇用部）

本市では、「かわさき労働情報」にトラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの記事を掲載するなど長時間労働の是正に関する情報発信に取り組んでいるところです。今後につきましても、市のホームページや広報誌など、様々な広報媒体を通じて、長時間労働の是正に関する周知啓発に取り組んでまいります。

相模原市（環境経済局）

長時間労働の是正につきましては、各都道府県労働局に労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」が設置され、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」について、労使団体への協力要請や情報発信等を行っており、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が監督指導を実施していると承知しております。

神奈川労働局

本年4月から、自動車運転の業務、医業に従事する医師、建設の事業等にも、時間外労働の上限規制が適用されたところ、これらの事業者等において上限規制が遵守されることが重要であることから、引き続き、丁寧に監督指導を行うとともに、労働時間等説明会などあらゆる機会を通じて、業種ごとの課題に関連する制度見直しなども含め、周知徹底を図り、長時間労働の是正に取り組んでまいります。

評価 ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

④ やむなし（自治体としての権限外や要求の再検討が必要である）

- ・引き続き、すべての業種・業態における長時間労働の抑制に向けた取り組みの進展を注視する。
- ・自治体に対しては、指導監督ではなく周知・啓発の促進を求める。

重点8 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場・地域における対策の充実をはかること。あわせて、あらゆる職種・職域におけるハラスメントについて当事者が安心して相談ができる環境を改善整備するとともに、対応人材の育成を計画的に行うよう指導を徹底すること。

神奈川県（産業労働局）

令和元年5月の労働施策総合推進法等の改正により、職場におけるハラスメント防止対策が事業主の義務となったこと等に伴い、県では、これらの普及啓発を行うため、令和2年度に中小企業のためのパワハラ対策マニュアルを作成し、配布しました。

また、令和5年度は、12月を職場のハラスメント相談強化月間に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、弁護士を講師とし、「職場のハラスメントの防止対策と事後対応」をテーマとしたセミナー等を実施しています。令和6年度も同様の取組を実施予定であり、今後も、職場のハラスメントなどの未然防止に向けて、普及啓発に取り組んでいきます。

横浜市（政策経営局男女共同参画推進課、経済局雇用労働課）

男女共同参画センターが、企業や団体を対象としたハラスメント研修を実施し、職場環境の改善と人材の育成に取り組んでいます。また、ハラスメント被害についても、男女共同参画センターで相談を受けており、引き続きこうした取組を進めていきます。

さらに、働く人の基礎知識を掲載した「ワーキングガイド」を作成し、ハラスメントに関するものを含む労働法制等の周知・啓発を行っています。「ワーキングガイド」は、できるだけ多くの市民の皆様に活用していただけるよう市ホームページに掲載し、そのページを案内する二次元コードを載せたカードを広く配布して周知を図っています。

また、横浜市技能文化会館内に「働く人の相談室」を開設し、ハラスメントに関わるものを含む労働相談・法律相談に対応しているほか、ハラスメントまでには至らない職場の人間関係などの悩み・困りごとの相談にも応じています。「働く人の相談室」では、法律や労働実務の問題をテーマにした「労働実務セミナー」も定期的を開催しており、ハラスメントについても取り上げています。

川崎市（経済労働局労働雇用部）

本市では、「かわさき労働情報」、「働くためのガイドブック」、市ホームページ等を通じ、ハラスメントに関する啓発・広報を行うとともに、労働相談窓口において、ハラスメントを含めた労働問題に関する相談対応を行っているところです。今後につきましても、「かわさき労働情報」等を活用した啓発活動や市民の方が相談しやすい環境整備に務めてまいります。

相模原市（環境経済局）

ハラスメントの相談につきましては、中央区役所市民相談室において、かながわ労働センター県央支所の職員による労働相談を実施しているほか、国が実施するハラスメント悩み相談室を周知しております。また、パワー・ハラスメント防止については、令和4年4月から改正労働施策総合推進法が全面施行され、全ての企業においてパワー・ハラスメント防止策を講じることが義務化されたことから、かながわ労働センター県央支所と連携し、企業の人事・労務担当者を対象に、パワー・ハラスメント防止に向けた労務管理セミナーを実施しております。

ハラスメントの根絶に向けて、労働者が安心して働ける職場環境の充実が図られるよう、引き続き、関係機関と連携して取組を進めてまいります。

神奈川労働局

セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法により、ハラスメント対策を講じることが事業主に義務付けられていることから、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう行政指導を実施しています。なお、その際は、実際に相談

が寄せられた場合の対応に加え、担当者に研修を行うなど具体的取組についても説明しています。

ハラスメント対策については、あらゆる機会を捉えて周知・啓発を行っていますが、12月は「職場のハラスメント撲滅月間」であることから、厚生労働省主催シンポジウムの周知など集中的に広報を実施しています。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 対応人材の育成強化を求める。

※参考

令和5年度神奈川県労働相談の概況

相談件数を内容別に分類・整理すると総数は19,161件で前年度と比べて469件、2.5%増加した。

相談項目のうち、解雇や賃金、労働時間などの「労働条件」に係るものが10,016件と全体の52.3%を占めている。

その内訳は、「解雇・雇止め・退職」（労働契約の終了）に関するものが2,740件（構成比14.3%）で、「労働時間」に関するものが2,209件（同11.5%）、「賃金」に関するものが1,965件（同10.3%）となっている。

また、パワハラなどの「職場の人間関係」に関するものが2,658件（構成比13.9%）となっている。

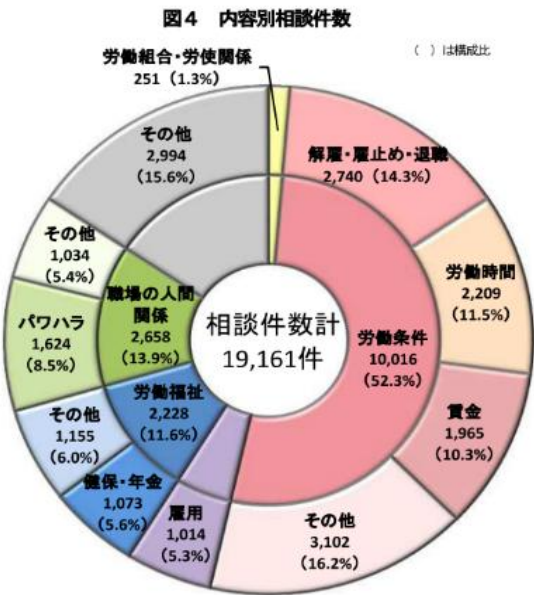


表2 男女別相談内容上位5位

	令和4年度		令和5年度	
性別	男性	女性	男性	女性
相談件数計(構成比)	7,705件(100.0%)	10,987件(100.0%)	8,603件(100.0%)	10,558件(100.0%)
1位	解雇・雇止め・退職 1,003(13.0%)	解雇・雇止め・退職 1,691(15.4%)	解雇・雇止め・退職 1,283(14.9%)	職場の人間関係 1,766(16.7%)
2位	職場の人間関係 874(11.3%)	職場の人間関係 1,503(13.7%)	労働時間 971(11.3%)	解雇・雇止め・退職 1,457(13.8%)
3位	賃金 798(10.4%)	労働時間 1,300(11.8%)	賃金 940(10.9%)	労働時間 1,238(11.7%)
4位	労働時間 764(9.9%)	賃金 1,135(10.3%)	職場の人間関係 892(10.4%)	賃金 1,025(9.7%)
5位	雇用 444(5.8%)	健康保険・年金保険 726(6.6%)	雇用 442(5.1%)	健康保険・年金保険 666(6.3%)

さらに相談内容を男女別にみると、女性の相談件数は10,558件となり、前年度と比べて429件、3.9%減少した。

内容別に分類・整理すると最も相談の多かった項目は、パワハラなどの「職場の人間関係」で1,766件（構成比16.7%）、次いで、「解雇・雇止め・退職」（労働契約の終了）1,457件（同13.8%）、「労働時間」1,238件（同11.7%）、「賃金」1,025件（同9.7%）の順であった。

男女別相談内容の集計を始めた平成22年度以降初めて「職場の人間関係」が「解雇・雇止め・退職」を上回り最多となった。

3. 障がい者雇用・外国人労働者をめぐる課題に適正な対応を求める取り組み

障がいの有無やその程度によらず、個人の能力に応じて働くことができる仕組みと、継続した就労となるよう定着強化を求める取り組みおよび新たな制度による外国人労働者の受け入れを見据え、インバウンド対応等で増加が予想される外国人労働者への対応を求める取り組み。

重点 9 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

障がい者の法定雇用率の段階的引き上げに伴い、障がい者雇用の経験やノウハウが不足する「雇用ゼロ企業」および、新たに障がい者雇用を行うことになる企業に対し、事例やノウハウの共有化をはかり、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を行うこと。

あわせて、障がい者および企業からの相談機能を強化し、障がいの有無、種類および程度にかかわらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取り組みを進めること。

神奈川県（産業労働局、福祉子どもみらい局）

県では、雇用ゼロ企業を含む法定雇用率未達成企業を主な対象として、障がい者雇用の理解を深めていただくため、個別訪問や出前講座などを行い、雇用に向けた準備から採用、定着までの相談に応じています。さらに、障がい者の雇用促進に向けたフォーラムや企業交流会等を開催し、障がい者雇用における配慮事項や取組事例等を伝えることなどにより、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向けて取り組んでいきます。

県は、増加している精神障がい者の相談支援機能を強化するため、今年度から新たに、障害者就業・生活支援センターに精神保健福祉士等の高い専門性を有する職員を新たに配置しています。引き続き、障がい者からの相談に適切に対応できる体制整備に努めていきます。

横浜市（健康福祉局障害自立支援課）

本市では、障害者雇用の理解と促進を図ることを目的に、市内で障害者を雇用する企業が、どのように障害のある方の働きやすい職場環境をつくっているのか、その工夫や取組みを紹介する「障害者雇用好事例紹介」をホームページ上で行っています。

また、補助事業により市内9か所に障害者就労支援センターを設置し、障害の種別や程度によらず、様々な就労に関する相談に応じています。

引き続き、共生社会の実現に向けてこれらの取組を進めていきます。

川崎市（健康福祉局障害者社会参加・就労支援課）

障害者雇用に関する企業への相談・支援機関として、本市では、『企業応援センターかわさき』を設置し、障害者雇用促進ネットワーク会議の開催等による障害者雇用の啓発、雇用

事例やノウハウの共有を行っているほか、障害者雇用相談として、業務内容の提案、職場実習や面接のフォロー、就労後の定着支援等を行っております。

また、令和6年度から企業応援センターの体制強化を図り、法定雇用率の引き上げにより増加が予想される障害者雇用に関する相談ニーズへの対応を図っています。

相模原市（健康福祉局、環境経済局）

障害者雇用につきましては、雇用の創出や促進に向けた障害者就職面接会、週20時間未満で働く障害者雇用の求人開拓や求職者とのマッチング、定着支援をする障害者短時間雇用創出事業、障害者雇用促進のための啓発リーフレットの作成や精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等を実施しております。また、市内の障害者雇用の機会の拡大を図るため、障害者雇用特例子会社設立に係る初期整備費用の一部を補助しております。

引き続き、関係機関と連携して、障害者が差別されることなく働ける社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

また、差別や偏見のない誰もが安心して働ける社会の実現のためには、何より、障害に関する理解を促進することが重要であることから、本市では、市内企業に対し、障害ごとの特性や合理的配慮を記載した事例集を配布するなど、様々な機会を捉えた理解啓発に取り組んでおります。さらに、相談機能強化の取組につきましても、検討を進めてまいります。

神奈川労働局

障がい者の雇用経験やノウハウが不足する企業に対して、ハローワーク及び地域の関係機関・支援機関による、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの支援を行う「企業向けチーム支援」を実施しています。

ハローワークを中心とするチーム支援においては、採用前の受け入れ準備段階から、採用後の職場定着まで一貫したサービスを提供しており、チーム支援以外のケースであっても、障がい者及び企業からの相談に応じ、職場定着に向けた適切な支援を実施しています。

また、労働局主催の障がい者雇用促進セミナーにおいて、障がい者が企業の一員として活躍する事例を発表していただき、広くノウハウを共有しています。

障がい者の差別禁止や合理的配慮の提供義務に関しては、ハローワークの障がい者雇用率達成指導や労働局主催の障がい者雇用促進セミナー等により、企業に対する制度周知に務めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・障がい者雇用率の段階的引き上げに伴う対応を注視しつつ、社会情勢や技術の進展による働き方の変化等への対応などの課題の把握に努める。

重点 10 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

外国人技能実習制度に代わる「育成就労制度」および特定技能制度において就労する外国人労働者受け入れについては、適正な受け入れとなるよう指導・監督を強化すること。また、受け入れ外国人労働者の定着、就労継続を促進するためにも、地域の生活者としてのコミュニティ形成に向け、生活情報の多言語発信や日本語習得の機会拡大等について受け入れ企業とも連携した支援を強化すること。

神奈川県（産業労働局、文化スポーツ局）

県では、育成就労制度および特定技能制度において就労する外国人労働者に関して、指導・監督する法的権限を持っていませんが、今年度新たに、外国人労働者の職場定着に取り組む県内企業に対して奨励金を交付するとともに、企業で働く日本語が基礎及び日常会話レベルの外国人労働者向けに、職場において日本語でスムーズにコミュニケーションを取れるようにするための日本語教育事業を実施しています。

また、外国人労働者やその家族の目線に立ち、多岐に渡る生活面の課題に係る相談及び困りごとや、外国人材を雇用したい企業からの相談をワンストップで受け付ける外国人労働者支援チーム「ワーカーズ・コンシェルジュ」を設置しており、市町村等と連携して個々のニーズに応じて迅速に対応しています。

なお、県では、「多言語支援センターかながわ」の運営により、多言語で生活情報等の発信や通訳支援を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めており、外国籍県民等が地域社会の一員として、安心してくらす環境の整備を推進しています。

横浜市（経済局雇用労働課、国際局政策総務課）

外国人雇用については、神奈川労働局が、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題について、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、事業主の相談に対応しています。

本市としては、外国人労働者向けに、「働く人の相談室」（横浜市労働情報・相談コーナー）を設置し、外国籍の方を含め、働く方が直面する労働問題等に、社会保険労務士や弁護士などの専門家が相談員として対応しています。「働く人の相談室」は横浜市国際交流協会（YOKE）による通訳ボランティアの派遣対象施設となっており、通訳が必要な外国人の方に対し、必要に応じて同制度を利用します。

また、相談者から、外国人労働者専用の相談窓口のご希望がある場合には、神奈川労働局が設置している「外国人労働者相談コーナー」や、神奈川県が設置している「かながわ労働センター」の「外国人労働相談」を適切にご案内しています。

さらに、市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、市内 13 か所に国際交流ラウンジを設置し、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日

本人との交流活動などを行っています。また、令和2年8月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。企業への外国人受け入れに対する意識啓発として、外国人雇用企業向けに異文化間コミュニケーション講座を実施しています。今後も、企業と連携した支援の充実に取り組んでいきます。

川崎市（市民文化局多文化共生推進課、経済労働局労働雇用部）

市民文化局：「生活情報の多言語発信」：外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報を受けられるよう、多言語での情報発信を推進してまいります。

「日本語習得の機会拡大等」：川崎市の日本語習得機会につきましては、川崎市ふれあい館、教育文化会館・市民館において識字・日本語学級を開設・運営してきたほか、川崎市国際交流センターでの日本語講座や市民グループによる活動など多様な主体によって取り組まれています。外国人労働者受け入れ企業のニーズを参考にしながら、今後もより一層日本語習得の機会拡大に向けて取り組んでまいります。

経済労働局：本市においては、市内中小企業向けに外国人材の受入に関するセミナーの開催や相談窓口の設置、専門家派遣等により適正に外国人材を受け入れることができるよう支援を行っているところです。

また、本市では在留許可手続きなどの、外国人材の受け入れに関する権限はございませんが、必要に応じて関係行政機関と連携を図っております。

今後も外国人材の受け入れが適正に行われるよう取組を継続するとともに、育成就労制度の施行に向けた国の動向に注視して必要な対応を行ってまいります。

相模原市（環境経済局、市民局）

外国人労働者の受入れにつきましては、全国の労働局や労働基準監督署において、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいるものと承知しております。

また、さがみはら国際交流ラウンジでは、ホームページで月2回多言語音声ニュースとして生活情報の発信や、日本語最初級者（来日したての外国人等）を対象に、日本で暮らす上で最低限必要な日本語を身に着けるための講座を実施し、受講者を地域の日本語教室につないでおります。引き続き、生活に必要な情報提供や外国人支援事業を進めてまいります。

神奈川労働局

外国人技能実習生や「特定技能」労働者に関し、労働基準法違反が疑われる情報を得た場合には、監督指導を実施しています。また、出入国在留管理局、外国人技能実習機構とも情報共有等を行い、連携しています。

育成就労制度と改正後の特定技能制度が施行された際には、引き続き、関係機関と連携し、適切に監督指導を実施してまいります。

また、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）においても外国人労働者の労働災害防止対策も重点事項としており、外国人の方の母国語等による教材等により安全衛生教育を実施している事業場を増加させることにより、外国人労働者の死傷者数の増加に歯止めをかけることとしています。

外国人労働者を雇用する事業所からの雇用の届出に基づき、技能実習生を雇用する事業所の把握を行い、事業所訪問指導を実施して雇用管理の助言・指導を行っており、育成就労制度への移行後も同様に行ってまいります。

外国人を雇用する事業所等を対象に、集合形式とオンライン形式でセミナーを開催し、雇用支援に関する案内を行っています。

また、ハローワークに来所した日本語の未熟な外国人に対して、外国人就労・定着支援研修（厚生労働省委託事業）の受講案内を行い、日本語習得機会の支援を行っています。

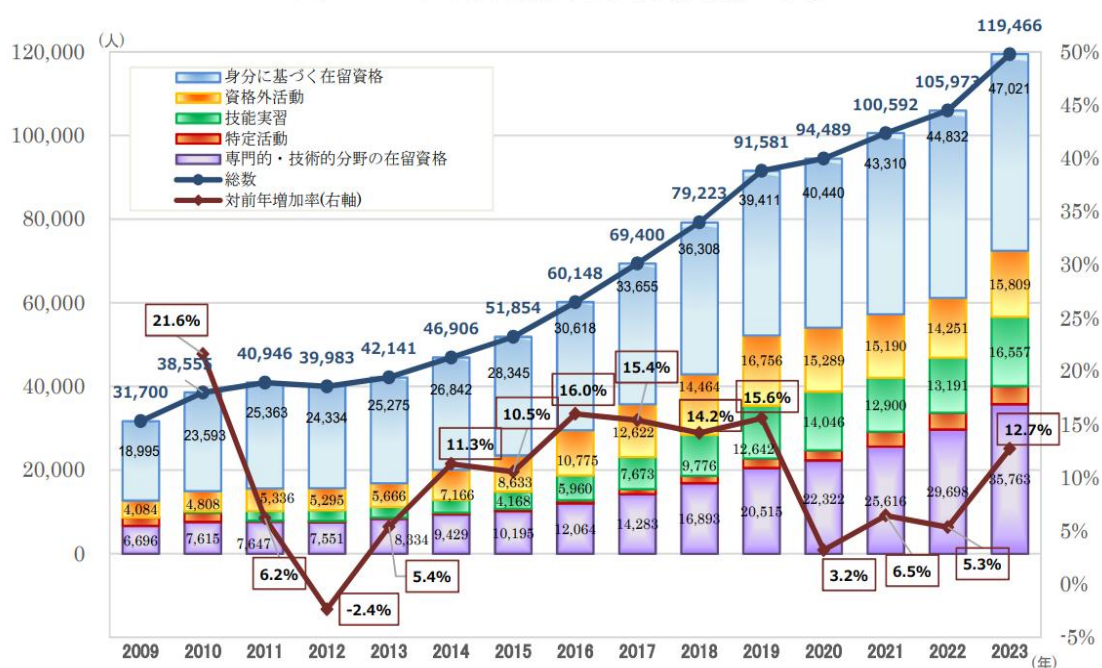
評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

④ やむなし（自治体としての権限外や要求の再検討が必要である）

- ・法改正を含め社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と課題を把握することが必要。

※参考

図1-1 在留資格別外国人労働者数の推移



「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（2023年10月時点）

【福祉・社会保障】

- 重点 11 多様な支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備 ②
- 重点 12 医療・介護職場の環境改善と処遇向上で人材確保を推進 ②
- 重点 13 地域医療体制維持のため、計画的な医療人材育成・確保を推進 ②
- 重点 14 放課後児童の居場所拡充と支援員の増員・処遇改善を推進 ②

1. 誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

重点 11 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。また、多様化・複雑化する生活の困りごとに対応する相談については、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制の構築」を基本に、ヤングケアラーを含むすべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、教育局）

県では、市町村が行う包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業を支援するため、後方支援事業として、アドバイザーの派遣や研修会、連絡会の開催等を実施しています。

また、生活困窮者自立相談支援機関では、「断らない相談支援体制の構築」を基本に、地域における多様な支援機関と連携しながら、日々の生活での不安や困りごとの相談に対応していきます。

なお、ケアラー支援のニーズに対応するため、ケアラー・ヤングケアラー専用の相談窓口の開設や、「ケアラーズカフェ」等の居場所づくりの支援を行っております。ケアラー支援専門員を設置し、市町村や学校・NPO等関係機関からの2次相談に対応する等、支援ニーズを把握するとともに、ケアラーそれぞれの課題に応じた支援ができるよう、地域の支援機関のネットワークを構築し、対応力を高める取組を進めております。

さらに、市町村が様々な支援を総合的にコーディネートできる人材を配置できるよう、養成研修の実施を予定しています。

また、県教育委員会では、政令市及び中核市を除く公立学校において、令和5年度からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を大幅に拡充し、子どもたちが抱える様々な困難を早期に把握し、プッシュ型面談などを通じて、ヤングケアラーなど支援が必要な子どもを医療や福祉等のアウトリーチにつなぐ「かながわ子どもサポートドック」に取り組んでいます。「ヤングケアラー」の理解促進に向け、令和4年3月にヤングケアラーの実情や対応方法

等について解説した教職員向けリーフレットを作成し、県内の公立学校の教職員に配付しました。引き続き、研修会等で同リーフレットを活用するなど、「ヤングケアラー」の啓発に向けて取り組んでいきます。

横浜市（健康福祉局福祉保健課、生活支援課、こども青少年局こども家庭課）

本市においては、各分野で受け止めた相談を庁内の関係課や地域の関係機関と連携しながら、ニーズに応じて適切な支援を行っています。

今後も複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた市民の方の増加が想定されますが、既存の制度活用にとどまらず、困りごとを抱えた方を受けとめられるよう、取り組んでまいります。

川崎市（健康福祉局地域包括ケア推進室、こども未来局企画課）

健康福祉局：本市では、各区役所内に「地域みまもり支援センター」を設置し、高齢者や障害のある方、子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を目指す取組を進めています。

具体的には、地域での様々な見守り・支え合いの取組による課題を抱えた住民の早期発見や、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能の充実を図るとともに、専門相談支援機関等との連携を強化し、地域における多様な主体との円滑な連携を推進しています。

今後についても、こうした取組を推進するとともに、国の示す「重層的支援体制整備事業」の趣旨を踏まえ、地域包括ケアシステム構築をめざします。

こども未来局：ヤングケアラーを含め、困難な課題を抱える子ども・若者を把握し支援に繋げるためには、自らがSOSを発信し、相談しやすい環境づくりを行うとともに、生活に困難を抱える子どもや子育て家庭を早期に発見し、問題を重篤化させず未然に防止できるよう、一人ひとりに応じたきめ細かな対応が重要と考えております。

今後につきましても、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り支える環境づくりを一層推進してまいります。

相模原市（健康福祉局、こども若者・未来局）

世帯の抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、相談支援包括化推進員の配置や重層的支援会議の設置を通じた、多機関連携による支援体制の構築など、包括的支援体制の整備に向けた取組を進めており、分野横断的に早期の課題発見と支援に取り組むアウトリーチ型の相談支援体制により、ヤングケアラーを含めた誰一人取り残さない社会の構築を目指しております。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・アウトリーチサービスの充実、引き続き、課題内容の把握と周知、当事者への啓発および必要な支援の充実を求める。

2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

災害時医療を見据えた、平常時の医療人材の計画的確保による安定した地域医療体制の整備、また、医療・介護職場の処遇改善を進めることを求める取り組み。

重点 12 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療・介護職場におけるワーク・ライフ・バランスを尊重し虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、賃金をはじめとした処遇改善を行い人材確保・離職防止に努めること。

神奈川県（健康医療局、福祉子どもみらい局）

県では、神奈川県医療勤務環境改善支援センターを設置し、医師や看護師等の医療従事者の労務管理の適正化やタスク・シフト/シェアなどの勤務環境改善、ハラスメント対応などについて支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による補助メニューを活用し必要な支援を行っていきます。

介護分野について、職場環境を整備し、人材の確保と育成を図ることは重要であり、県では経営者層に向けたマネジメントセミナーを開催するとともに、社会保険労務士や税理士等の経営アドバイザーを事業所に派遣することなどを通じて、個々の職場環境に応じた具体的な解決を図る取組を進めています。また、多様な働き方による事業運営を進めるため、週休3日制の導入を柱としたモデル事業を実施しています。

また、県では、介護保険事業所の管理者等の責任者向けに、カスタマーハラスメントの対処方法や心得、対処法の実例を紹介する、弁護士による「ハラスメント対策研修」をオンラインで実施するほか、弁護士による法律相談窓口を設置する事業を実施し、ハラスメントの防止を図っています。今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、令和6年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問サービス事業者の人材確保、人材資質向上、定着支援に向けた支援方策を検討するよう国に要望しています。

さらに、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣する事業を行っており、引き続き事業所の支援を行っていきます。今後も、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

横浜市（健康福祉局高齢施設課、介護事業指導課、医療局地域医療課）

介護現場における虐待防止に関して、検討委員会や指針の設置、従業者に対する研修が義務付けられています。また、介護サービス事業者は、従業者に職場におけるハラスメントに係る方針等の明確化及び周知・啓発を行い、従業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をしています。本市としては、集団指導や運営指導等、機会を捉え、適正な対応がなされるよう、今後も必要な対応をしていきます。

介護サービス事業者の処遇改善加算については、令和6年4月の介護報酬改定により、加算率を引き上げる措置がなされました。今後も国の動向を注視していきます。

また、本市では、国に対して、介護職員等の処遇改善の拡充について、全額国庫負担による補助金の創設等を含め要望しています。

令和6年6月の診療報酬改定において、医療従事者の賃上げのための「ベースアップ評価料」が新設されました。本市においても国に対して医療従事者のさらなる処遇改善について要望を行うなど、引き続き医療機関における人材確保や働きやすい職場環境づくりの支援について取り組んでまいります。

川崎市（健康福祉局地域医療担当、高齢者事業推進課）

医療・介護職場における取組等についてそれぞれ回答いたします。

初めに、医療職場ですが、神奈川県においては、医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談に対して専門的な支援を行っています。本市におきましても、医療機関における医療従事者の勤務環境改善を推進するため、県と協調しながら、当該センターによる専門的な相談窓口をはじめとした有用な内容の情報発信や普及啓発に努めてまいります。

また、令和6年度診療報酬改定におきまして、医療従事者の処遇改善を図るため、「ベースアップ評価料」が新設されたところですので、改定の効果を見極めてまいります。

次に、介護職場ですが、介護サービスの最大の基盤は人材でございますので、介護職員が安心して従事できる就業環境を整備できるよう、神奈川県とも連携を図りながら、国が作成したマニュアルの活用や各種研修を実施するなど、総合的なハラスメント対策に取り組んでまいります。

賃金につきましては、国における介護報酬等の制度設計において、本市は、「人材の呼び込み」や「定着支援」などについて、それぞれが役割を果たしながら取組を進めていくことが重要と考えております。

今後につきましても、第9期かわさきいきいき長寿プランに基づく、介護職員の確保・定着の支援に向けた取組について、着実に進めてまいりたいと存じます。

相模原市（健康福祉局）

医療職場における職場環境づくりにつきましては、「第8次神奈川県保健医療計画」において、看護職員が働き続けられる職場環境の整備、離職防止等の定着促進を施策の方向性として定めていることから、今後も、神奈川県の実情を注視してまいります。介護職場における職場環境づくりにつきましては、介護職員向けのメンタルヘルス相談の実施や相談窓口を設置することで、職員の心理的安全性を高め、その能力を最大限に発揮することができる環境の整備に努めております。

また、介護人材の処遇改善につきましては、介護サービス事業所に対する集団指導講習会等の機会を通じ、処遇改善やベースアップ等支援加算など、賃金等に関する制度の周知及び活用促進に努めております。

今後も、運営法人・介護サービス事業所との意見交換を通じた実態把握に努めつつ、離職防止対策などをテーマとした事業所向けの研修の実施や介護サービス事業所における処遇改善等に係る加算取得の促進等により、介護現場における職場環境の改善及び介護人材の処遇改善に向けた取組を進めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・未だ処遇に大きな課題を抱えており、離職者も多く人材確保・定着は喫緊の課題。引き続き改善に向けた取り組みを求めるとともに、施設内での虐待・ハラスメント等の課題についても必要な支援の充実を求める。

重点13 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

県内の医療人材不足が顕著であることから、災害時をも見据えた地域医療体制が担い手の過度な負担なく維持されるよう計画的な人材育成・確保を進めること。

神奈川県（健康医療局）

医師養成については、県内の医師の不足を中長期的に解消するため、県内の4医科大学に「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、修学資金の貸付けを行っています。

この地域枠による大学の臨時定員増は、令和元年度末までの措置でしたが、本県をはじめとする都道府県の要望活動の結果、令和7年度まで制度が延長されたことに加えて、本県では、令和6年度から、横浜市立大学及び聖マリアンナ医科大学と県が共同で国へ要請を行い、計5名の地域枠の増員を行っています。令和8年度以降も地域枠が維持できるよう、引き続き国に要望していきます。

また、県の地域医療に貢献する意識の涵養を図るために、医学生・医師を対象にした県の地域医療や医師が不足する診療科に対する普及啓発を行うイベントを開催していきます。

看護師についても、修学資金制度の継続や勤務環境改善の支援により、引き続き県内での就業・定着に結び付けていきたいと考えています。

横浜市（医療局地域医療課）

横浜市医師会および横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援や中小病院の看護人材採用支援、潜在看護師の復職・定着支援など、医療人材確保・育成のための取組を、関係団体と連携しながら実施してまいります。

川崎市（健康福祉局地域医療担当、病院局総務部庶務課）

健康福祉局：医療従事者の確保・養成につきましては、「神奈川県保健医療計画」においても様々な施策が規定されており、全県的な取組が進められているところです。

本市におきましては、県の支援制度と歩調を合わせながら、財政的負担が大きい院内保育所への運営支援など、医療従事者が働きやすい勤務環境づくりに向けた取組を推進するほか、令和4年4月に開学した川崎市立看護大学や市内医療関係団体等と連携し、看護職員の更なる確保・養成を図るとともに、医療を支える人材育成を推進してまいります。

病院局：効果的な広報活動、柔軟な採用選考、多様な任用制度の活用等により、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、局人材育成計画に基づき、各種研修の充実、受講支援等を行い、職員の人材育成と能力開発に努めます。

相模原市（健康福祉局）

医療人材の育成・確保のため、本市では、相模原看護専門学校の運営支援をはじめ、医師や看護師を目指す学生に対して修学資金の貸付を実施しております。

また、相模原市病院協会が潜在看護師を対象として実施する各種相談事業や復職研修事業等への支援や、看護師等の確保・就業促進等を行うナースセンターの運営支援を行うとともに、医師や看護師等の定着・確保を図るため、院内保育を実施する医療機関への支援を行うなど、継続的に取り組んでおります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 災害時をも見据え、継続的な人材の確保・定着支援を求める。

3. すべての子どもが健やかに成長することができる社会づくりを求める取り組み

子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、子どもたちの健やかな育ちを見守る地域社会づくりを求める取り組み。

重点 14 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

放課後児童の居場所づくり事業については、希望するすべての児童に対応できるよう拡充するとともに、食事提供などさらなる放課後施策の充実をはかり、有資格支援員の増員と処遇改善を行うこと。

神奈川県（福祉子どもみらい局）

放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画で、市町村はニーズ把握を行い、ニーズを踏まえたクラブの配置、供給量を計画に位置付けており、県としてはこれらの市町村の取組を支援していきます。

また、県として今年度から放課後児童クラブの受け皿確保を促進するためのクラブ整備費用の補助を拡充し、クラブの定員枠を増やせるよう支援しています。食事提供については、事業の実施主体である市町村が実施について検討しますが、県としては、市町村との担当者会議等で情報交換を行っていきます。

また、放課後児童支援員の数は、各市町村が地域の実情に応じて条例で定める職員配置基準に従い、各クラブが配置するものであり、県としては、引き続き放課後児童支援員認定資格研修を実施し、各クラブで働く職員が必要な資格を得られるよう支援していきます。

職員の処遇改善については、今年度国において、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額が創設されたことから、県としても財政措置を行っています。

横浜市（こども青少年局放課後児童育成課）

本市では、放課後キッズクラブと放課後児童クラブにより、子どもたちの放課後の居場所を提供しています。放課後キッズクラブにおいては、希望する児童がすべて利用できるよう、学校と連携して活動場所を確保しています。

また、令和6年度は長期休業期間中の昼食提供を夏休みにモデル実施するとともに、クラブが安定的な運営を図れるよう、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合に補助金を加算する制度を創設しました。

引き続き、安全安心な放課後の居場所づくりに向けて取り組んでまいります。

川崎市（こども未来局青少年支援室）

本市では、保護者の就労を受け入れの要件とせず、全ての小学生を対象に、全市立小学校敷地内で、わくわくプラザ事業を実施しています。

わくわくプラザでは、平日は授業終了後から午後6時まで、土曜日は、午前8時30分から午後6時まで、小学校の長期休業日等の平日は、午前8時から午後6時まで利用することができます。午後6時までに児童のお迎えが困難な場合には、引き続き児童の居場所と安全を確保するため、平日の午後7時まで、「子育て支援・わくわくプラザ事業」も実施していきます。

また、令和6年度の夏休み期間中、一部のわくわくプラザにおいて、指定管理者の自主事業として配食サービスの試行的な取組を実施しており、その結果を踏まえ今後の取組について検討してまいります。

今後につきましても、引き続き、利用者の多様なニーズに対応しながら、わくわくプラザ事業を推進してまいります。

次に、有資格支援員の増員についてですが、運営法人と調整し、多くのスタッフが放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう取り組んでおります。

相模原市（こども・若者未来局）

放課後の児童の居場所づくり事業につきましては、引き続き、児童クラブの受入枠を拡大するため、学校や民間施設の活用や民間児童クラブの利用促進を図るとともに、放課後子ども教室の拡充や児童クラブと放課後子ども教室との連携した運営などの検討を行ってまいります。

また、食事提供などのサービス拡充につきましては、利用者の皆様から寄せられるご要望やご意見などによりニーズや利用状況を把握した上で、的確に対応していく必要があると考えております。

さらに、有資格である児童育成支援員につきましては、引き続き、人材の確保に努めるとともに、国の基準等を参考に処遇の改善を検討してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・有資格者の配置については、その処遇も含め引き続き精査し対応を求める。

【社会インフラ】

- 重点 15 防災計画更新に多様な意見を反映し、A I 活用で迅速な対応強化 ②
- 重点 16 交通・生活インフラの耐震化・老朽化対策に予算と人員を確保 ②
- 重点 17 物流危機対応のため、拠点整備や駐車規制見直しを推進 ②
- 重点 18 公共交通の確保と人材育成・処遇改善を推進 ②
- 重点 19 デジタルデバイド解消に向け、技術習得機会と対人サービスを確保 ②

1. 安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み

多発する災害への対応や公共インフラの維持更新を確実に行うこと、生活に欠かすことのできない物流の災害対応と日常における停滞防止を行うこと、犯罪抑止等によって、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを求める取り組み。

重点 15 〈補強〉

〔神奈川県〕

能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災計画の更新および防災訓練等の実施にあたっては、その意思決定の場に女性をはじめ、障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、居住外国人等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細やかかつ柔軟に対応できる備えに足るものとすること。また、A I を活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、迅速な避難誘導や広域的な安否確認に取り組むこと。

〔横浜市、川崎市、相模原市〕〈地域連合統一要求項目〉

能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災計画の更新および防災訓練等の実施にあたっては、その意思決定の場に女性をはじめ、障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、外国人市民等、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者を加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細やかかつ柔軟に対応できる備えに足るものとすること。また、A I を活用した災害事前予測や防災マップの精査をはかり、迅速な避難誘導や広域的な安否確認に取り組むこと。加えて、災害対策基本法の改正を受けた、福祉避難所の指定と個別避難計画の策定を促進すること。

神奈川県（くらし安全防災局、福祉子どもみらい局、文化スポーツ観光局）

防災会議の委員及び定数は、災害対策基本法及び神奈川県防災会議条例において規定されているところ、防災会議には、現在、女性や居住外国人といった様々な立場を代表する委員に参画いただいております。県地域防災計画の修正は、神奈川県防災会議において、こうした委員の皆様の審議を経て決定することとなりますが、引き続き、被災時に弱者となりやすい多様な立場の方々のご意見等を県地域防災計画に反映できるよう努めていきます。

また、防災訓練については、毎年実施しているビッグレスキューかながわにおいて、災害時における聴覚障がい者や盲ろう者への対応などについて、当事者や支援者団体から、事前に訓練参加者に対して説明をしています。

さらに、訓練当日は、会場内に手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、展示・体験ブースでは、障がい者に対する災害対策の普及啓発を行っています。

このほか、災害情報の収集や避難対策などの災害対応にあたっては、引き続き、デジタル技術の活用やDXの推進に努めていきます。

横浜市（総務局防災企画課、緊急対策課、健康福祉局福祉保健課）

能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、地域防災計画のアクションプランである地震防災戦略を全庁横断的に見直しています。

見直しにあたっては、市民目線に立った検討を心がけ、あらゆる市民の皆様の立場を考慮して進めております。また、災害時における避難誘導活動は、区役所や消防署、消防団、自治会町内会等の防災組織が連携して実施することとしています。

また、福祉避難所の指定については、能登半島地震における福祉避難所の開設、運営状況等を踏まえ、引き続き検討していきます。

個別避難計画についても、災害対策基本法の改正を受け、風水害を想定し、福祉専門職に御協力をいただきながら作成を進めております。

川崎市（危機管理本部、健康福祉局）

危機管理本部：女性や災害時要配慮者などの意見を踏まえて防災対策を検討することは重要であると考えており、各種会議や団体との意見交換の場などの機会を活用し、必要な意見聴取に取り組んでまいります。

AIをはじめとする最先端の技術を活用した防災対策は、重要度を増すものと考えておりますので、最新の技術や、研究の状況等について情報収集に努めてまいります。

また、様々な事前予測技術の活用は、発災前の迅速な市民の事前避難誘導につながり、生命に大きくかわることから、国や他都市の状況等の情報収集に努めてまいります。

健康福祉局：避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成につきましては、作成支援を依頼させていただいている相談支援専門員やケアマネジャーに向けた個別避難計画に関する研修会を開催するなど、優先的に避難計画の作成が必要な方から、順次作成を進めてまいります。

また、指定福祉避難所は、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であり、受入対象者を特定し、指定の際に公示する制度として創設されております。

指定福祉避難所の指定に当たりましては、個別避難計画の作成を通じて、避難対象となる要配慮者の状況の把握や地域の実情を踏まえて、事前に受入対象者の調整等を行う必要があること、キャパシティの問題など人的・物的体制の整理を図る必要があることなどの課題がございます。

今後につきましては、避難対象者の状況を把握する必要があることから、引き続き、計画作成を優先して進めてまいりたいと存じます。

相模原市（危機管理局、健康福祉局）

地域防災計画の更新に当たっては、その決定機関となる防災会議の構成員として女性委員や障害者支援団体などを加え、男女共同参画の考え方や多様な主体の視点を反映できるよう努めております。

また、防災訓練の実施に当たっても、これらの視点を踏まえた訓練を実施できるよう配慮しております。

A Iを活用した防災対策等につきましては、今後の技術の進捗状況を鑑みながら研究してまいります。

福祉避難所の指定につきましては、施設側の理解を得ることが必要であることから、施設名の公表等について、施設側の意向も確認しながら検討してまいります。

また、個別避難計画の策定につきましては、ハザードマップや介護度等の状況により、優先度の高い方から順次計画の策定に取り組んでおります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・デジタル技術やA Iの活用については社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・地域防災計画への多様な当事者視点は引き続き充実を求め、かつ地域の理解促進を求めることが必要。
- ・指定福祉避難所・2次避難所のあり方については、地域の実情に応じた施設の選定および対象者の把握に向け一層の充実を求める。

重点 16 〈継続〉

〔神奈川県、相模原市〕

自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道等の生活インフラの耐震化、老朽化対策を進めるため、予算と人員の確保を行うこと。

〔横浜市、川崎市〕

自治体が管理する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラおよび上下水道等の生活インフラの耐震化、老朽化対策を進めるため、予算と人員の確保を行うこと。また、工業用水についても安定的な供給維持のための老朽化対策を進めること。

神奈川県（横浜市県土整備局、健康医療局、企業局）

県が所管する道路、橋梁、トンネル等の交通インフラや流域下水道では、必要な施設の耐震化や老朽化対策を推進するため適切な予算を確保するとともに、国に対し、十分な予算措置を講じるよう働きかけていきます。また、喫緊の課題である技術職の人員を確保するため、学生等への積極的な情報発信、経験者人材の確保などの取組を進めていきます。

上下水道について、県では、令和6年3月に改定した「神奈川県水道ビジョン」において、「技術力の確保」や「水道施設の計画的な耐震化」等を目標に掲げ、国庫補助金の活用等により、水道事業者における耐震化等の基盤強化を支援する取組を進めており、更なる推進のため国庫補助金の採択基準緩和等について国へ働きかけを行っています。

また、県内12市6町を給水区域とする県営水道では、令和6年度から新たな経営計画をスタートし、大規模地震の発生に備え、管路を含む水道施設の耐震化を進めるとともに、近年の台風などによる大規模な水害の教訓等を踏まえ、浸水、停電対策の充実など、風水害への備えを強化します。老朽化した水道管路の更新や水道施設の整備などを計画的に進められるよう、経営計画では、5年間で約1,500億円の施設整備費を見込んでおり、各年度において予算の確保に努めていきます。

人員の確保にあたっては、適正な職員体制を整備するとともに、これまで培った技術の継承を図るため、研修制度の充実等に取り組むなど人材の育成に努めていきます。また、民間団体や教育機関と連携し、人材の確保・育成に努めていきます。

横浜市（下水道河川局）

下水道事業では、人口減少や施設の老朽化が進行していく中でも、安定的かつ継続的に下水道サービスを提供していくため、将来にわたる財政状況を見通し、財政と事業の均衡を図りながら、必要な執行体制を確保していくアセットマネジメントに取り組んでいきます。また、公民連携やデジタル技術の活用等による生産性の向上を一層進めて、持続可能な事業運営に取り組んでいきます。

また、市民の皆様に安定して水道水をお届けするため、水道施設の耐震化・老朽化に伴う更新を着実に進め、このために必要となる予算を確保してまいります。人員確保について、市長部局との連携のほか、局固有職員として技術継承の担い手となる「水道技術職」の採用にも継続して取り組んでまいります。

さらに、工業用水についても、ユーザー企業への安定供給を維持するため、施設の更新・耐震化を着実に進めてまいります。

そして、現在、橋梁とトンネルについては長寿命化修繕計画を策定し、これに基づき、計画的に耐震化・老朽化対策を進めているところです。

引き続き、適切な予算確保、人員配置を行い、事業を推進していきます。

川崎市（上下水道局、建設緑政局）

上下水道局：水道施設につきましては、これまでも更新や耐震化を進めてきており、現在、浄水施設の耐震化は完了、配水池・配水塔の耐震化もほぼ完了している状況です。管路につきましても年間40kmを目標に更新を進めており、現在の耐震化は約4割を超えたところです。今後につきましても、予算を確保しながら、災害時に活動拠点となるような施設への供給ルートの耐震化を優先的に進めるとともに老朽化が進んだ管路の更新を着実に進めてまいります。

下水道施設につきましては、市民の安全で安心な暮らしを持続するため、浸水、地震、老朽化対策など国土強靱化のための対策について、国に対し、財源の確保や交付金制度の改善等について要望活動を行うなど、必要な予算の確保に取り組んでまいります。

また、人員の確保につきましては、川崎市職員採用説明会などを通じて、上下水道局の魅力を積極的に発信するとともに、専門的な知識・技術・技能を確実に継承するため、OJTを中心に人材育成を推進してまいります。

工業用水道施設につきましては、これまで耐震化を中心に進めてきており、現在、浄水施設及び配水所の耐震化は完了しており、管路についてもほぼ耐震化は完了しているところです。しかしながら、老朽化は進行していることから今後につきましては、安定給水を維持していくために着実に更新を進めてまいります。

建設緑政局：市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、トンネル等の道路施設につきましては、道路法施行規則の一部改正により、平成26年度から5年サイクルの近接目視を基本とした定期点検を実施しております。この結果を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るために策定した「川崎市道路維持修繕計画」、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」、「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、損傷の程度や重要性などに応じ、優先順位を付けて補修や耐震対策を実施するなど、計画的な予算の確保、人員配置により、適正な維持管理に努めているところでございます。

道路インフラは、市民生活を支える非常に重要な施設であることから、今後も持続可能で効率的な維持管理に努め、可能な限り道路施設等の延命化を図るとともに、安全性・信頼性の確保に取り組んでまいります。

相模原市（都市建設局）

道路施設、簡易水道、下水道の老朽化や耐震化に係る予算につきましては、国庫補助等の活用により確保してまいります。

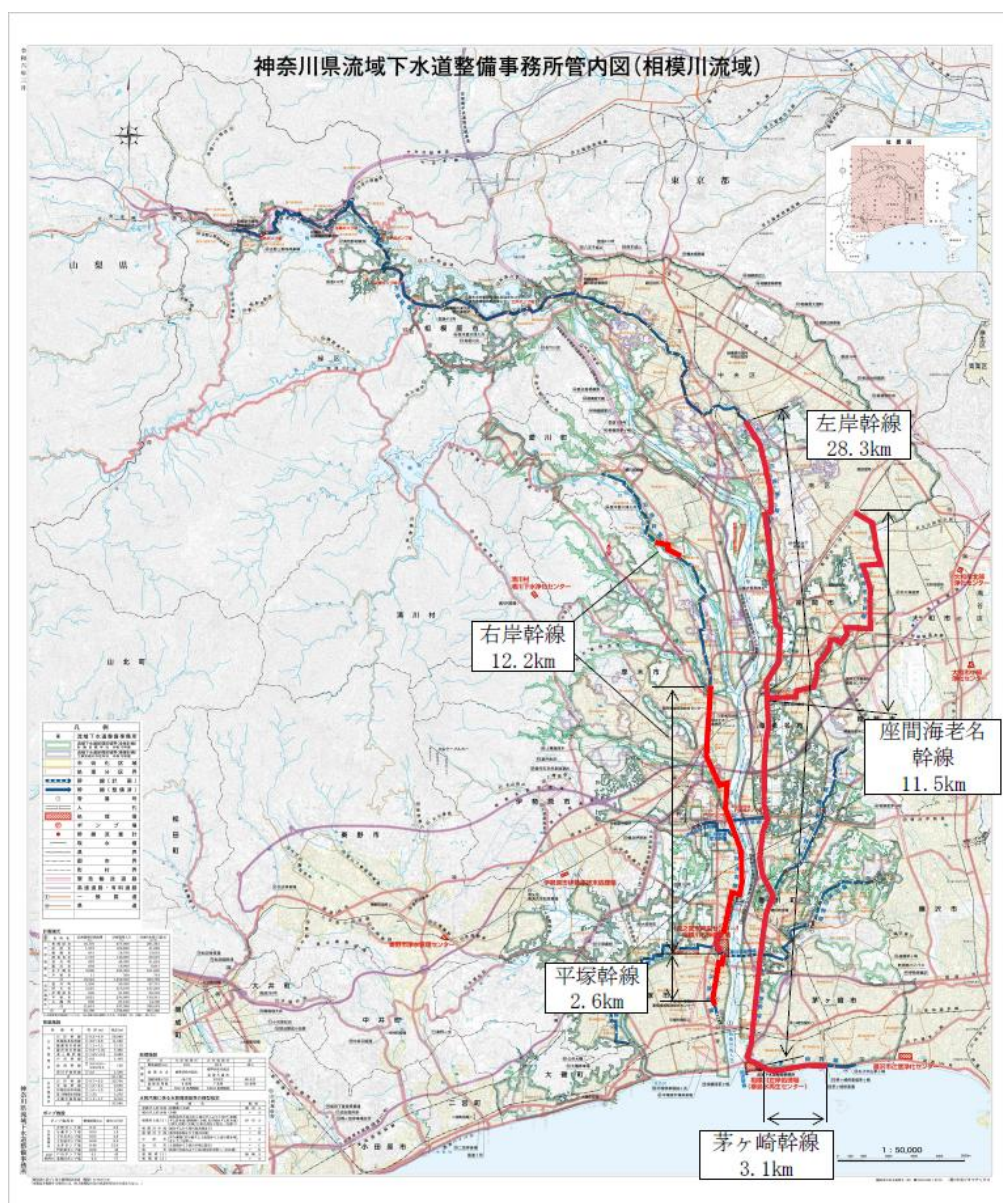
また、下水道の維持管理における公民連携などによる業務の効率化や土木職の採用試験における早期先行枠の実施などにより人員の確保に努めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・人口減少等社会情勢の変化を注視しつつ、一方で埋設管破損による事故等も生じていることから、施策の進捗状況と計画の整合性を把握することが必要。

※参考

神奈川県 流域下水道管の緊急点検結果について



管路内の汚水の流下状況の点検 …目視による点検の結果、異常は確認されませんでした
点検対象 …相模川流域下水道の管径 2 m 以上の管渠（延長約 58 km）

重点 17 〈新規〉

〔神奈川県〕

2024 年問題に象徴される物流危機に対応するため、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備、宅配ボックス設置に向けた支援策の拡充など、物流事業者や地域の住民など関係箇所と連携した諸施策の推進をはかるとともに、東京都で実施されている「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」等を参考に、神奈川県においても実施に向けた検討を進めること。

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

2024 年問題に象徴される物流危機に対応するため、共同配送拠点や荷捌き駐車場の整備、宅配ボックス設置に向けた支援策の拡充など、物流事業者や地域の住民など関係箇所と連携した諸施策の推進をはかること。

神奈川県（産業労働局、県警本部）

県では、荷待ち・荷役時間の削減や取引価格の適正化についての要請を県内親事業者に対して文書で行うとともに、再配達への削減に向けた、県民の意識改革や行動変容を促すための「県のたより」を活用した広報を実施してきました。

また、物流の 2024 年問題への対応として、中小企業者で組織する事業協同組合等を支援するため、物流効率化に資する設備を導入する経費に対し、神奈川県中小企業団体中央会を通じて補助を行っています。

さらに、県警察では、従前から交通実態や駐車需要に配慮し、駐車規制の見直しを推進しております。今後も関係機関・団体等に対し、駐車需要に見合った路外駐車施設・荷捌きスペースの確保について、働きかけを行うとともに、物流事業者や地域の方々の要望・意見を踏まえ、貨物集配中の車両に係る規制の見直しを図っていきます。

横浜市（経済局、都市整備局）

運輸業をはじめとする、人材不足分野の人材確保に向けた取組については、「神奈川人材確保対策推進協議会」を通じて、国や県、その他関係団体と連携事項を協議しており、引き続き諸施策についての協議を進めてまいります。

また、「横浜市駐車場条例」に基づき、一定の用途・規模の建築物に対して荷さばきのための駐車施設の附置を義務付けています。

引き続き、荷さばき駐車場対策を進めていきます。

川崎市（環境局地域環境共創課、まちづくり局交通政策室）

環境局地域環境共創課：宅配ボックスの設置については、民間事業者と連携し、幸区、宮前区、多摩区、麻生区の庁舎に宅配ボックスを設置するとともに、市ウェブサイトにおいて時間帯指定や事前通知サービスの活用について普及啓発を行っております。また、脱炭素アクションみぞのくち推進会議の会員企業と協力し、イベント等で宅配ボックスの利用体験も行っております。引き続き宅配ボックスの普及促進を行うなど、取組を推進してまいります。

まちづくり局：荷さばきにつきましては、商業店舗数や歩行者量が一際多い川崎駅東口地区（駐車場整備地区）において、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、共同住宅等の低利用駐車場や民間駐車場を活用した共同荷さばき場に関する取組等を位置付けているところです。今後も、事業者等と連携を図りながら取組を検討してまいります。

相模原市（環境経済局）

運送事業者の2024年問題への対策は、現在、国の政策において、標準的な運賃の改正や再配達削減に向けた取組が進められており、運送事業者の支援につながるものと認識しております。

宅配ロッカー（オープン型宅配ボックス）は、駅やスーパー、コンビニエンスストアなど身近な場所への設置が増えており、再配達防止に向けて宅配ロッカーを活用した受け取り方や、相手方が受け取りやすい時間や場所を指定した送り方の配慮などについて市ホームページにおいて周知をしております。

評価 ② 取組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・脱炭素の取組みとしての再配達抑制の気運喚起とともに、運送事業者の労働条件・処遇改善に向けた施策の進捗と効果を把握することが必要。

2. 利用しやすく持続可能な地域交通と地域交通網整備を求める取り組み

人口減少社会において地域交通の維持にかかわる自治体責任は大きく、地域住民の移動の自由、移動の権利保障の観点から、交通弱者・交通空白地への対策を求める取り組み。

重点 18 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

高齢者・障がい者・通学する子どもたち・子育て中の保護者等、公共交通機関を生活に不可欠としている人々の移動に係る手段を確実に確保すること。また、個人特性に依らず、交通不便地における公共交通についても確実に確保すること。そのためにも、整備要員を含めた公共交通を維持するための人材確保と育成の重要性を認識し、処遇改善を含めた対策を実施すること。

神奈川県（くらし安全防災局、産業労働局、福祉子どもみらい局）

交通不便地における公共交通の確保など、各地域課題の取組については、これまでも市町村が主体となって行っており、県は、市町村、国及び交通事業者で構成する地域交通研究会などを通じて、「神奈川版ライドシェア」等の先進的な取組などを紹介するとともに、市町村が設置している地域公共交通会議において、広域的な視点から助言などを行っているところです。

交通事業者の人材確保等への支援については、県は、バス協会に対し、運転手の確保について交付金を活用して支援を行っています。また、国が行う2種免許取得費用に対する補助について、県は、十分な予算措置を講じるよう働きかけています。

なお、県では、就職氷河期世代を対象とした合同就職面接会である「かながわ正社員就職フェア」において、公共交通を担う企業にも出展いただき、正社員就職を希望する求職者とのマッチングの機会を提供しています。

また、鉄道株式会社等においては精神障害者保健福祉手帳所持者への運賃割引が順次導入されることが決まりましたが、県内バス事業者等での導入につきまちは引き続きバス協会等へ要望していきます。

横浜市（都市整備局都市交通課、交通局人事課）

地域交通の確保については、既存の公共交通の維持や利用促進、地域が主体的に地域交通の導入に向けた取組を行う「地域交通サポート事業」を推進するとともに、地域内の多様な移動ニーズに対応するため、様々な実証実験を行うなど、引き続き、地域の総合的な移動サービスの確保に向けて検討を進めていきます。

また、バスネットワークの維持に向けて、人材確保も含め、引き続き、関係者の皆様と連携して取組を進めてまいります。

さらに、交通局では「人財確保大作戦」と銘打ち、人財確保や職員の処遇改善に係る取組を実施しています。

令和5年12月には、地下鉄・バス職員の大幅な給与引上げや、バス整備員への初任給調整手当の支給を実施したほか、令和6年4月には、バス乗務員及び整備員への住居手当の支給上限額を月額5万円に引き上げました。

令和6年度から選考方法を見直し、全職種において一般教養試験・作文を廃止して適性検査を導入したほか、バス乗務員の年齢要件を緩和し、女性採用枠を新設しました。引き続き、優秀な人財の確保と育成に取り組んでいきます。

川崎市（まちづくり局交通政策室、経済労働局労働雇用部）

まちづくり局：地域公共交通については、「川崎市地域公共交通計画」に基づき、地域特性に応じた地域公共交通ネットワークを形成し、持続可能な地域交通環境の向上に向けた取組を進めております。

コミュニティ交通については、社会環境の変化等を踏まえ、「コミュニティ交通の充実に向けた今後の取組」を令和4（2022）年3月に取りまとめ、これまでの地域の主体的な取組については、取組手順の見直しや支援内容の拡充を行うとともに、民間事業者をはじめとする多様な主体と連携し、ICT等新技術・新制度を活用した新たな取組を進めております。

経済労働局：また、誰もが働きやすい職場環境の整備に向け、企業への啓発や必要な支援を行ってまいります。

相模原市（都市建設局）

本市ではこれまでも、誰もが移動しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系の確立に向け、路線バスの輸送力確保に係る交通事業者への要請や交通不便地域におけるコミュニティ交通の導入等の取組を推進してまいりました。しかし、全国的なバス・タクシーの運転士不足が深刻化しているため、更なる交通事業者との連携を図りながら、引き続き、移動手段の確保に向けた取組を推進してまいります。

なお、公共交通の担い手の確保と育成は、全国的な課題であると認識しており、単独自治体による支援には限界があるものと考えていることから、関係自治体等と連携し、国・神奈川県に対して運転士の確保・育成に対する支援を求めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・「神奈川版ライドシェア」、「日本版ライドシェア」などの政策効果の把握、今後の展開を注視していく。
- ・公共交通の担い手確保に向けた具体的施策展開を求める。

3. DX社会を進展させつつ、誰ひとり取り残さない対応を求める取り組み

社会のデジタル化が進む中で、その恩恵から取り残される存在をつくることなく、また情報格差の解消を求める取り組み。

重点 19 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

暮らしの中で急速に進むデジタル化に対するデジタルデバйд解消に向け、一人暮らし高齢者や低所得者、障がい者などの利用技術習得機会を確保すること。あわせて、情報格差を埋める対人サービスの確保を行うこと。

神奈川県（福祉子どもみらい局、総務局）

県では、県民誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会を実現するため、「デジタルデバйдの解消・防止」に取り組んでいます。

県の情報発信を行う県公式ウェブサイトなどについて、J I S規格に基づく適合試験等を実施し、適合していない部分があれば見直していく取り組みを毎年度繰り返し実行しています。これにより、高齢者や障害者等を含む誰もが、県のウェブサイトから提供される情報や機能を支障なく利用できることを目指しています。

県では、高齢者がI C T（情報通信技術）を活用して、地域や仲間とのつながりを持続できるように、老人クラブの会員向け、令和3年度より、「新しい生活様式でつながる研修」を実施しています。当研修では、スマートフォンやチャットアプリの使い方等の講座を実施しており、高齢者のI C T活用の支援を行っています。

また、毎年県民向けに「サイバーセキュリティセミナー」を開催し、インターネットの安全な利用方法などを分かりやすく説明する取組も実施しています。

なお、総務省では高齢者をはじめとした様々な方に向けたデジタル機器・サービスの利用方法の講習会をデジタル活用支援推進事業として実施しており、県も広報や関係団体への周知等の支援を行っています。

横浜市（デジタル統括本部デジタル・デザイン室）

本市では、令和3年度より総務省「デジタル活用支援推進事業」を活用した無償のスマートフォン講習会を実施しています。令和6年度も、引き続き地域連携型、講師派遣型による講座の実施、全国展開型による横浜市独自講座の実施などを継続し、利用技術習得機会の確保を図っていきます。

加えて、区役所、市民利用施設等の自主事業による講習会の実施、ボランティア、地域活動団体等による取組の支援など、デジタルデバйд解消に向けて、引き続き、企業や地域、NPO 法人等との協働による重層的な対策を講じていきます。

川崎市（総務企画局、健康福祉局）

総務企画：デジタルデバイド解消に向けて、無料のスマートフォン教室や相談会、また地域のデジタル人材にデジタルデバイド対策の担い手となっていただけるよう地域スマホ相談員育成講座を市内行政施設において、実施しております。今年度においても、無料のスマートフォン教室や相談会、地域スマホ相談員育成講座を市内行政施設で実施する予定であり、引き続きデジタルデバイド解消に向けた取組を推進してまいります。行政手続においては、デジタル技術に馴染みのない方への必要な情報や手続等へのアクセスを確保するための取組も必要であると考えております。

健康福祉：一人暮らし高齢者、低所得者、障がい者のデジタルデバイド解消に向けた取組等について、それぞれ回答いたします。

初めに、高齢者のデジタルデバイドへの対応については、シニア向けのPC・スマホ教室を実施しており、今後も高齢者のデジタルデバイドの解消に向けて取り組んでまいります。

次に、低所得者については、デジタルデバイド解消に関連する各種事業や制度の理念等について、福祉現場従事者へ周知徹底を行い、情報格差の是正に向けた対人サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

最後に、障害者に対しては、聴覚障害者の社会参加の幅を広げることを目的として、聴覚障害者情報文化センターにおいて、ICT講座（スマートフォンの活用）を実施しています。また、視覚障害者情報文化センターにおいて、視覚障害者に対応したICT（スマートフォン）に係る相談・訓練を実施しています。

相模原市（市長公室）

社会全体のデジタル化が進む中、年齢・地理的条件や経済的状况等によるデジタルデバイドの解消は、重要な課題であると認識しており、令和6年2月から5月にかけて、中山間地域にお住まいの高齢者を対象とした、スマートフォン教室を実施いたしました。

今後も、市民の皆様を対象としたデジタル活用に関する講習会の開催や、多様なニーズに応じた行政サービスの提供等により、誰もがデジタルの恩恵を享受できる環境づくりを図るとともに、対人サービスの確保についても検討してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・技術の進展が目覚ましい分野であり、引き続き格差を生まない支援策を求める。
また、デジタルデバイドを生じさせないことが目的ではなく、その先の等しくデジタル技術を活用した暮らしやすいまちづくりに向け課題を整理しつつ、さらなる施策の充実を求める。

【環境・エネルギー】

- 重点 20 脱炭素社会実現に向け、施策推進と技術開発支援を強化 ②
- 重点 21 プラスチックごみ削減に向け、リデュース・リユース・リサイクルの推進 ②
- 重点 22 自転車利用促進、安全確保とEV車導入支援、公共輸送優先政策を推進 ②
- 重点 23 エネルギー自給率向上、自立型エネルギー体制の構築、
再生可能エネルギー普及推進 ②

1. カーボンニュートラルの実現を求める取り組み

脱炭素社会をめざすために、企業、市民・県民の行動変容を促し、積極的に実行に移せるようインセンティブを求める取り組み。

重点 20 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050」の浸透をはかり、地球温暖化対策計画をはじめとする各計画の進捗状況の確認および公表とともに施策の効果を検証すること。目標達成に向け、省エネ家電への買い替え補助等、県民・市民の行動変容を促す施策を重点的に実施すること。また、脱炭素に向けた機運醸成と技術革新のため、産学官の連携による技術開発および実装環境の整備への支援を拡充すること。

神奈川県（環境農政局、産業労働局）

「かながわ脱炭素ビジョン2050」については、かながわ脱炭素ポータルサイトで広く県民に周知しているほか、企業からの依頼に応じて、本ビジョンに関する講演を実施するなどしています。また、令和6年3月に全面改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」については、毎年度部門ごとの排出量を推計し、施策に関する指標（KPI）の達成状況も把握した上で、PDCAサイクルにより、改善すべき施策等を整理するとともに、これらをホームページで公表していきます。

県民・市民の行動変容については、脱炭素に資する商品の購入時等にポイントを付与する事業や地域ワークショップの開催などの普及啓発を通じて、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促していきます。

また、県では、脱炭素化に資する新たな技術等の実用化に向け、研究開発や実証等を支援しているほか、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、新技術の開発における技術的課題の解決に向けた支援等を行っています。

横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO 推進局）

横浜市地球温暖化対策実行計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量等を毎年度、定量的に把握・公表するとともに、本計画の各対策の進捗状況を確認し、報告書を取りまとめて公表します。

脱炭素社会の実現に向け、引き続き、市民の環境意識の向上と行動変容の促進につながる効果的な施策を実施します。

また、昨年度に設立した横浜脱炭素イノベーション協議会を核としながら脱炭素に資するイノベーション創出を目指していきます。

川崎市（環境局脱炭素戦略推進室）

本市では、2050 年の脱炭素社会の実現に向けた戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」を策定するとともに、令和 4 年 3 月に改定した川崎市地球温暖化推進基本計画に基づく取組を推進しております。毎年度、温室効果ガス排出量の状況をはじめとした取組状況をかわさき環境白書として取りまとめ、環境審議会に報告するとともに、環境審議会からの意見を聴取しながら進捗管理を行っております。

目標達成に向けては、基本計画に位置付けている 5 大プロジェクトの取組として「市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進プロジェクト」の取組を進め、より一層、市民・事業者の意識変革や行動変容に繋がる取組を強化しております。

また、支援機関、金融機関等多様な主体との連携により地域ぐるみで中小企業の脱炭素化を支援する「川崎市脱炭素経営支援コンソーシアム」の運営等を通じて、市内企業の脱炭素化に向けた機運醸成を図っております。

加えて、川崎市の環境技術・環境産業の集積を活かし、産官学の連携により、環境と経済の調和と好循環の実現を目指す「かわさきグリーンイノベーションクラスター」の運営を通じて、グリーンイノベーションの取組を推進し、社会実装を見据えた市内企業の技術開発に対する支援を進めております。

相模原市（環境経済局）

本市では、令和 2 年 9 月の「さがみはら気候非常事態宣言」において、2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロを表明し、令和 5 年 11 月に改定した「第 2 次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)」において、2030 年度における二酸化炭素排出削減目標 50 パーセントを目指すこととして、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図っております。

当該計画に基づく削減目標の達成状況や対策・施策の取組状況を把握し、計画の評価・検証を行うため、毎年度、実施状況報告書を公表し、この報告書の中で、これまでの取組結果や実績のほか、今後、特に取り組むべき事項を体系別に記載しております。また、目標達成のため、再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動の促進に向けて市民の皆様や事業者への支援を行っております。

引き続き、継続的な効果検証や新たな技術開発等の動向を注視しながら、目標達成に向けて取り組んでまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 脱炭素に向けた取り組みの進展をはかるため、家庭での取り組み等への支援強化・周知の充実を求める。

2. 地域と連携した環境保全・美化・資源保護の推進を求める取り組み

行政・企業・市民が連携協力し保全と美化を進めることにより、今ある環境を守り次世代につなげるとともに、県内の農林水産資源を守ることを求める取り組み。

重点 21 〈補強〉

〔神奈川県〕

海洋プラスチックごみ問題の解決をめざし、「かながわプラごみゼロ宣言」「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」に基づきプラごみの排出を減らすリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を積極的に進めること。

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

海洋プラスチックごみ問題の解決をめざし、プラ製品の発生抑制、排出を減らすリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）等環境中に放出しない方策を積極的に進めること。あわせて、容器包装・製品を問わずプラごみの回収を推進すること。

神奈川県（環境農政局）

県では、廃棄物処理の基本的な考え方として、まずは廃棄物の排出そのものをできる限り減らすことに努め（排出抑制）、その上で、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うことを進め（再使用）、最後に、繰り返し使えないものは資源として活用する（再生利用）こととしています。

河川や海岸線等のプラスチックごみを削減するためには、内陸部と沿岸域が一体となった取組が重要であり、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」や「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の主旨を踏まえ、発生抑制を実施した上で再使用・再生利用を進め、それでも環境中に流出してしまったプラスチックごみは、クリーン活動等により回収していきます。

今後も引き続き関係者との連携を図り、プラスチックごみを含む海岸漂着物の発生抑制や円滑な処理に係る取組を進めていきます。

横浜市（資源循環局政策調整課、3 R推進課）

海洋流出するプラスチックには、災害など意図せず、海洋に流れ込んでしまうプラスチックも一定数あるため、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3 Rによって少しでも全体の使用量を抑えることが重要です。そのため、6月の環境月間を中心に実施している小売店と連携した「プラごみ削減キャンペーン」や、事業者による自主回収の取組を推進するなど、引き続きプラスチック製品の3 Rを進めます。

また、プラスチック製容器包装に加えプラスチックのみでできた製品も加えたプラスチックごみの分別拡大を令和6年10月から9区において開始し、令和7年4月から全市で行います。

一旦、河川や海洋に流出してしまったプラスチックごみの回収は困難なため、引き続き、ポイ捨てを防止する啓発、街なか等の清掃活動の支援などにより発生抑止に取り組めます。

川崎市（環境局減量推進課廃棄物政策担当）

海洋プラスチックごみ問題の解決を目指し、横浜市に隣接する8市が連携し、プラスチックごみの発生抑制のための啓発活動を実施するとともに、本市においては市内事業者との連携により、プラスチック資源循環の取組を推進しているところです。また、プラスチック製容器包装と製品を一括で回収する「プラスチック資源」の回収を本年4月から川崎区で開始し、今後、順次市内全域への拡大を予定しております。

今後も引き続き、プラスチックごみ削減や資源循環に向けて、近隣自治体や事業者等と連携して取組を推進してまいります。

相模原市（環境経済局）

プラスチックのごみの削減に向けて、「相模原市一般廃棄物処理基本計画」に定めたとおり、マイバッグ、マイカトラリー、マイボトル等の更なる利用促進や不法投棄されたプラスチック等の環境への影響に関する情報提供を行い、発生・排出抑制から再使用・再生利用といった4 Rの更なる推進に努めてまいります。

また、製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けて、令和6年6月及び7月にモデル事業を実施しました。今後も、課題等の整理を行い、プラスチック製容器包装と製品プラスチックの一括回収に向けた検討を進めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 海岸漂着物の回収とともに流入元である河川流域での清掃等の美化活動およびプラスチックごみの発生抑止、資源回収に向けた施策の強化を求める。

3. 環境負荷の少ない暮らしの推進を求める取り組み

人々が暮らしの中で環境負荷の少ない選択ができるよう様々な施策を求める取り組み。

重点 22 〈新規〉

〔神奈川県〕

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、十分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入及び車両整備の促進に努めること。

また、電気自動車の導入促進のために、EVスタンドや急速充電施設を増設し、燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の普及促進のための支援を充実させること。

さらに、観光地等での渋滞抑制のためにも、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムの充実、および県西地域における貨客混載による宅配便輸送への取り組みなど環境負荷の少ない交通政策を推進すること。

〔横浜市〕

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、十分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入及び車両整備の促進に努めること。

また、電気自動車の導入促進のために、EVスタンドや急速充電施設を増設し、燃料電池車、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の普及促進のための支援を充実させること。

さらに、観光地等での渋滞抑制のためにも、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムの充実など環境負荷の少ない交通政策を推進すること。

これらの政策について GREEN×EXP02027 国際園芸博覧会の機会にモデル実施を検討すること。

〔川崎市、相模原市〕

環境負荷の小さい移動手段として自転車を利用する人が増えていることを踏まえ、自転車の交通ルールを学ぶ機会と風土の醸成、十分な走行幅を確保した自転車専用レーンの普及と安全の確保、自転車利用における保険の加入及び車両整備の促進に努めること。

また、電気自動車の導入促進のために、EVスタンドや急速充電施設を増設し、燃料電池車、電気自動車、ハイブリット車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車や燃費効率の高いディーゼルエンジン等の普及促進のための支援を充実させること。

さらに、観光地等での渋滞抑制のためにも、パークアンドライド用駐車場の整備、バスレーン違反車両の排除、バス優先信号制御など、公共輸送優先システムの充実など環境負荷の少ない交通政策を推進すること。

神奈川県（県警本部、環境農政局、くらし安全防災局、県土整備局）

県は、神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の周知を図るとともに、自転車マナーアップ運動等を通じて、自転車の交通ルール、自転車損害賠償責任保険等への加入義務、点検整備の重要性について広報啓発を強化していきます。

また、自転車専用レーンの普及と安全の確保について、自転車歩行者専用道路として、相模川自転車道や藤沢大和自転車道の整備を行うとともに、車道混在の道路においては、自転車の走行位置を示す矢羽根の設置や、急勾配箇所への注意喚起看板を設置するなどして、安全対策を図っています。

県は、2050年脱炭素社会の実現に向けて、2030年度までに県内で販売される乗用車を全て電動車にすることを目標としています。ここでいう電動車とは、電気自動車や燃料電池自動車のほか、プラグイン・ハイブリッド自動車やハイブリッド自動車を含むものですが、電動車の中でも、より環境性能の高い電気自動車及び燃料電池自動車の普及を拡大するため、車両の導入や充電・充てん設備の整備に対する補助制度など、様々な支援策を講じています。

環境負荷の少ない交通政策の推進について、県は、「かながわ交通計画」の都市交通の目標に「環境負荷の低減」を掲げており、交通需要マネジメントによる自動車利用から公共交通利用の転換や、モーダルシフトによる環境にやさしいグリーンな物流の実現など、脱炭素社会の実現を目指しています。

なお、バス優先信号制御については、バス事業者と調整を図りながら整備を推進していきます。バスレーン違反車両については、該当する車両に対する指導取締りを引き続き推進していきます。

横浜市（道路局、脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、都市整備局）

自転車の交通ルールや自転車損害賠償責任保険等への加入促進、車両の整備促進のため、こどもの交通安全教室、チラシやウェブサイト、SNS などを活用して、国や県、警察、交通安全関係団体等の関係機関と協力しながら、引き続き周知・啓発に取り組んでまいります。

また、「横浜市自転車活用推進計画」に基づき、自転車利用や自転車関連事故の多い地域を指定した「重点エリア」、及び地域間を結ぶ幹線道路等の「ネットワーク路線」において、「自転車専用通行帯」や「矢羽根型路面表示」による自転車通行空間の整備を進めてまいります。

さらに、本市では、EV 用充電インフラの普及拡大に取り組んでおり、公道への充電器設置や集合住宅向け充電器設置補助を実施しているほか、今年度から、コンビニエンスストアに急速充電器を設置する際の補助も始めるなど、支援策を拡充しています。あわせて、燃料電池自動車や燃料電池バスなど、車両に対する導入補助も実施しています。

パークアンドライド駐車場の整備には、民間事業者との連携が不可欠です。関係者と意見交換をしながら、パークアンドライド駐車場の可能性について検討してまいります。

GREEN×EXPO2027 の輸送アクセスにおいて、会場外にパーク＆ライド用駐車場の設置を検討します。また、GREEN×EXPO2027 を契機に脱炭素化を推進するため、EV バスなどの環境配慮型車両の導入を支援します。

川崎市（市民文化局、建設緑政局、環境局、まちづくり局）

市民文化局：自転車利用者は、子どもから高齢者に至るまで幅広い年代に及ぶこと、ルールの理解力や実践力に違いがあることなどから、各利用者が悲惨な事故の当事者にならないよう、年齢に応じた交通安全教室でのポイントを絞った指導や分かりやすいチラシの発行など、自転車のルールを守ってもらうための工夫を凝らしながら、引き続き、様々な機会を捉え、警察や関係団体等と連携し、自転車の交通安全対策の充実に向けて取り組んでまいります。

自転車損害賠償責任保険等への加入促進につきましては、本市ホームページに掲載しているほか、イベントにおける義務化に関するチラシの配布や、義務化の内容を記載した自転車の安全利用に関する小冊子を市役所等関係施設や自転車販売店に配架するなど、周知を図っているところです。また、イベント等で幅広い世代へ向けた交通安全啓発を実施し、自転車点検整備等の促進を図っております。今後も、地域の方々や警察、関係機関等と連携して効果的な啓発活動を推進してまいります。

建設緑政局：本市では、「川崎市自転車活用推進計画」に基づき、危険箇所の安全対策のほか、主要な幹線道路や自転車利用の多い駅周辺の道路などにおいて、計画的に通行環境整備を推進しており、整備にあたりましては、国のガイドライン等を踏まえ、現状の道路幅員や交通量などをもとに、整備の形態等について警察と協議のうえ、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置や進行方向などを示す矢羽根等の整備を進めております。

今後につきましても、自転車等が道路を安全・安心に利用できる通行環境の充実に向け、取組を進めてまいります。

環境局地域環境共創課：電気自動車の普及促進は、地球温暖化防止や大気環境の改善の観点から重要な取組であると認識しております。本市では電気自動車の効果的な普及に向け、共同住宅への充電設備設置補助制度を令和5年4月から開始いたしました。また、本市公共施設への公共用充電設備の設置・運用に向け、令和6年3月に民間事業者と協定を締結いたしました。引き続き電気自動車の普及に向け取組を推進してまいります。

まちづくり局：環境負荷の少ない交通政策を推進する取組につきましては、路線バスによる駅アクセスの向上や鉄道ネットワークの機能強化などにより、公共交通の利便性の向上を図ることで、公共交通の利用を促進するとともに、都市計画道路等の整備や交差点改良などの局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に渋滞緩和を図り、道路交通の円滑化を推進してまいります。

相模原市（都市建設局、環境経済局）

自転車通行環境の整備につきましては、令和6年3月に改定した「相模原市自転車活用推進計画」に基づき、鉄道駅を中心としたネットワークを形成するため、交通量や事故の状況などを踏まえ優先整備区間を設定しております。道路の状況に応じ、自転車道による車道との分離や路面標示により走行位置と進行方向の明確化をすることにより、歩行者と自転車との事故防止や安全性の向上を図っております。

引き続き、道路の利用状況を注視し、事故のおそれがある場合には、関係機関と連携し、必要な安全対策について検討してまいります。

電気自動車の導入促進につきましては、本市では、公共施設の駐車場に電気自動車(EV)の急速充電設備を設置し、EVの普及促進に繋がるインフラ整備に努めております。

また、令和5年度から集合住宅、商業施設等の駐車場において居住者、利用者等が電気自動車等に電気を充電することができるよう設置する充電設備の購入費に係る補助制度を創設したほか、燃料電池自動車の購入に対する奨励金制度を継続的に実施するなど、次世代自動車(EV等)の普及促進に努めております。

環境負荷の少ない交通政策の推進につきましては、本市では「相模原市総合都市交通計画」において、環境に優しい移動の促進を基本方針としており、公共交通の利用促進による自動車交通量の削減などの取組を引き続き、実施してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 自転車利用者に対する道路交通法を学ぶ機会の確保を求める。
- ・ 電動機付自転車（モペット）の違反利用への対応等、法・規則の周知啓発とともに、悪質利用者への指導摘発の強化を求める。
- ・ 電気自動車の普及に向けては、充電設備等周辺環境の整備・改善が課題。

重点 23 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

県内のエネルギーの自給率向上および地域のセーフティーネット機能として自家発電と蓄電池を組み合わせた自立可能型エネルギーの「地産地消」体制を構築すること。また、様々なエネルギー（発電方法）のベストミックスと電力供給の効率化システムの構築を促進するとともに再生可能エネルギー普及への取り組みを推進すること。

神奈川県（環境農政局）

エネルギーの地産地消に係る取組の一環として、「自家消費型再生可能エネルギー導入費補助」や「0円ソーラー」等を実施しており、太陽光発電等の導入を支援しています。太陽光発電や蓄電池は、エネルギー自給率の向上に寄与するとともに、災害時の活用も見込まれ、県としても引き続き支援を進めていきます。

また、令和6年3月に全面改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」において、国のエネルギー基本計画等を踏まえ、「再生可能エネルギーを2030年度までに270万kW以上導入」することを新たな目標として設定しています。その目標の達成に向けて、県民、事業者などの取組を後押しするとともに、県庁の率先実行として、県有施設への太陽光発電の導入などに積極的に取り組んでいます。

横浜市（脱炭素・GREEN×EXPO推進局）

電気の地産地消については、県や民間事業者と連携し、ご家庭の太陽光発電設備や蓄電池の普及に向けた取組を推進しています。

また、エネルギー政策については、経済性、環境への影響など、さまざまな観点を考慮し、国で総合的に判断されるものと考えています。

本市としては、2050年ゼロカーボンの実現に向け、省エネの取組とともに再生可能エネルギーの主力電源化が重要であると考えており、この観点から、再エネの普及・拡大に向けた様々な施策に取り組んでいます。

川崎市（環境局脱炭素戦略推進室）

本市では、脱炭素社会の実現に向けて、より一層の再生可能エネルギーの普及を図るため、2030年度の再生可能エネルギー導入量について、33万kW以上とすることを目標として設定しています。

市域への再生可能エネルギーの普及拡大・地産地消に向けては、地域エネルギー会社を中核とした多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームの構築や、令和7年度からの建築物への太陽光発電設備の設置義務制度の開始などにより、取組を推進しています。

また、個人住宅や市内中小企業に対して、太陽光発電設備等の再エネ設備や、省エネ設備等の導入に対する補助制度を行うなど、時流に合わせた取組を強化し、再生可能エネルギーの導入を促進しております。

相模原市（環境経済局）

本市では、継続的に公共施設等への再生可能エネルギーの導入に取り組んでおり、本年度から学校施設への太陽光発電設備、蓄電池等の再生可能エネルギーに係る設備の導入を進めており、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進しております。

再生可能エネルギーの普及に向け、公共施設や住宅等への太陽光発電設備・蓄電池の導入促進、清掃工場のバイオマス電力の公共施設への利活用、再生可能エネルギー比率の高い小売電気事業者や、地産地消エネルギーを取り扱う小売電気事業者の利用の促進などの施策を検討してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 社会情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 再生可能エネルギーの利用促進、エネルギーの地産地消を促進するためにも、新規導入時への支援はもとより設備更新時における支援の各辞意を求める。

【教育・人権・平和】

- | | | |
|-------|----------------------------------|---|
| 重点 24 | 学校環境整備と働き方改革、人材確保・育成を推進 | ② |
| 重点 25 | 給付型奨学金制度と支援拡充、国の財政支援を求める | ② |
| 重点 26 | 外国につながる子どもと家族の支援体制を強化し、教育格差解消を推進 | ② |
| 重点 27 | ジェンダー平等推進とパートナーシップ制度連携強化を推進 | ② |
| 重点 28 | 社会的少数者への差別禁止と人権尊重のための条例制定を推進 | ② |
| 重点 29 | 米軍基地の整理縮小と PFAS 調査・対策強化を国に要請 | ② |
| 重点 30 | 北朝鮮による拉致問題の啓発と帰国実現に向け、県民集会を推進 | ② |

1. 学校をめぐる課題に対する取り組み

学校に働く教職員が本来の業務に集中でき、子どもたちが将来社会を担う存在として尊重され、育つことができる豊かな教育が保障される学校をめざすための取り組み。

重点 24 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

子どもたちが安心して学び学校生活を送ることができる環境を構築し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、子どもたちの学びを十分に保障するため、学校における働き方改革・DXを促進すること。また、4月新学期時点を含め通年で欠員が生じないよう、計画的な採用による人材確保を確実に行うこと。あわせて、教員定数の拡充をはかるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートスタッフ、ICTの専門スタッフなどの人的措置により教員の業務負担の軽減をはかること。並びに、中長期を見据えた教育人材の育成・確保のための施策を実施すること。

神奈川県（教育委員会）

人的措置に関し、県立高校及び中等教育学校については、令和5年度からスクールカウンセラーを96人から140人に、スクールソーシャルワーカーを延べ60人から140人に大幅に拡充し、すべての学校に週1日配置しています。

また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、常勤職員として配置できるよう措置することを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に強く要望しており、今後とも継続して要望していきます。

政令市を除く公立小・中学校については、県スクールカウンセラーを全中学校に配置し（1日7時間×35日＝年間245時間が基本）、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、令和5年度から、重点配置校を24校から90校に増加するとともに、スクールカウンセラーアドバイザーの勤務日数を年間24日から208日に拡充しました。

併せて、政令市及び中核市を除く公立小・中学校に対応する県スクールソーシャルワーカーを平成 21 年度から教育事務所に配置しており、令和 6 年度は 50 名を配置しました。加えて、週 4 日勤務するスクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に 4 名配置し、学校と関係機関との連携による対応に努めております。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、県の個別的提案や、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望していきます。

また、ICT の専門スタッフについては、配置のための経費として地方財政措置がなされていますが、希望する学校すべてに ICT 支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望していきます。

教員の採用については、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な年齢構成も踏まえた中期的な視点に立って、計画的に必要な教員を確保できるよう努めていきます。

教員定数については、県教育委員会として、子ども達一人ひとりの最適な学びの実現と教員の働き方改革の推進等に向けた対応として教職員定数の改善を国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけていきます。

スクール・サポート・スタッフについては、令和 6 年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望していきます。

教員の育成については、県教育委員会が策定した「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて～校長及び教員の資質向上に関する指標～」を踏まえ、体系的にまとめた教員研修計画に基づいて研修を実施し、校長及び教員の資質向上を図っていきます。

横浜市（教育委員会事務局）

教員が授業や児童生徒の支援などの本来業務に注力し、学ぶ時間を確保することで児童生徒の学びの質の向上につながるよう、プール清掃業務のアウトソースや「家庭と学校の連絡システム」の導入などに取り組みました。引き続き、学校現場のニーズを汲み取りながら働き方改革を進めてまいります。

また、職員室における事務的な業務をサポートする職員室業務アシスタントについては、全小中義務教育・特別支援学校に配置しています。職員室アシスタントの更なる配置や教員定数の拡充については、財源の確保などの課題があります。

そして、教員の確保については、昨年度からの新たな取組みとして、「大学 3 年生チャレンジ推薦特別選考」「リスタート特別選考」の 2 つの特別選考の導入、第一次試験地方会場の設置（大阪会場）、英語能力加点制度の対象資格拡充を行いました。

今年度からは一部の受験区分において併願制度を新設することや教員確保のためのプロモーション動画の公開等を新たに行っています。

今後も、引き続き人材確保に向けた取組を検討してまいります。

また、欠員対策としては、臨時的任用職員・非常勤講師等の募集情報を SNS 等でも積極的に PRするとともに、社会人や遠方の方をターゲットにした休日やオンラインでの登録会も実施するなど、多様な確保策に努めています。

I C T 支援員の派遣については、当面の間維持し、機器の設定、授業支援、教員への研修、トラブル対応の面で学校を支援していきます。

そして、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として心理の専門職であるスクールカウンセラーや、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。教員その他ご提言頂いたような様々な職種の方と共に、チーム学校として、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境の構築が図れるよう、取組を進めてまいります。

今後も、子どもたちをとりまく諸問題に対して未然防止や早期発見を含めた対応をしていけるよう、質の高い人材の採用や研修機会の確保などを計画的に行ってまいります。

川崎市（教育委員会事務局）

- ・令和 4 年 3 月に策定した「第 2 次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を進めることで教員の働き方改革・D X の促進に努めてまいります。
- ・教員の採用に当たりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や退職者数、60 歳を超える教員の動向など、様々な不確定要素がございますが、長期的な視点に立って進めることが必要であることから、臨時的任用の制度を活用しながら、優秀な新規採用教員と経験豊かな再任用教員の確保等を図ることにより、欠員の縮減を計画的に進めてまいります。
- ・教員定数の拡充につきましては、義務標準法の見直しが必要でございますので、引き続き、様々な機会を通じて国に要請してまいります。
- ・スクールカウンセラーにつきましては、全市立中学校・高等学校に各校 1 名配置しております。学校巡回カウンセラーにつきましては、全市立小学校に加え、令和 5 年度より市立特別支援学校にも月 2 回程度の計画派遣を開始しました。これにより全校種で定期的な相談等が可能となり、子どもたちが安心して学び、学校生活を送ることができる環境構築のための活動に取り組んでおります。今後につきましても、相談活動の更なる充実に努めてまいります。
- ・スクールソーシャルワーカーにつきまして、今年度は 1 名増員し、13 名の相談・支援体制に拡充することで、これまでの要請派遣に加え学校への巡回派遣を行い、相談ニーズがある子どもや家庭の支援の充実を図っています。
- ・令和 2 年度に教職員事務支援員（スクールサポートスタッフ）又は障害者就業員を全市立小中学校に配置したところでございますので、引き続き、全小中学校への配置を継続するとともに、各学校の実情に応じて効果的な配置の在り方等を検討してまいります。

- ・ICTの専門スタッフ（ICT支援員）につきましては、令和6年度は小学校、中学校及び特別支援学校に1校当たり年間8回程度配置しており、今後も維持に努めてまいります。
- ・児童生徒へのきめ細かな学習支援、教育活動支援など、多様な学校のニーズに応じて子どもたちへの支援に当たるため、「教育活動サポーター」を学校の要請に応じて配置しているところでございます。今後も、一人一人の学習状況をよりきめ細かく把握するとともに、状況に応じた適切な支援を行えるよう、引き続き取り組んでまいります。
- ・教育人材の育成については、川崎市教職員育成指標に基づき、学校全体の教育力の向上を目指して、教職員の経験年数に応じた必修研修や各種研修を年230回実施しています。教育人材の確保については、本市の教員を目指す学生等に対して「かわさき教師塾」を年12回実施しています。今後も、これらの事業の更なる充実に努めてまいります。

相模原市（教育局）

学校における働き方改革につきましては、「第2期学校現場における業務改善に向けた取組方針」に掲げた取組を着実に実行することで、時間外労働の改善に努めるとともに、本年度5月に立ち上げた「若手職員による学校現場改善プロジェクトチーム」の検討結果なども踏まえ、学校と協働して積極的に取り組んでまいります。

学校におけるDXにつきましては、学校の情報化推進ガイドラインに基づき、デジタル技術の活用による校務のDX化に係る取組を推進するとともに、更なる業務の効率化に向けて、取り組んでまいります。

青少年教育カウンセラーにつきましては、現在79名体制で市内全小中学校等に週1回から2回派遣し、様々な課題を抱える児童生徒やその保護者に対する心理面からの支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和3年度から、一人当たり2中学校区を2日ずつ担当する拠点校・巡回校型を新たに導入し、本年度は15名体制で、30中学校区へ配置するとともに、他の6中学校区につきましては派遣校型として教育局所属の社会福祉職が対応する相談・支援体制をとっております。

今後も、諸課題に対する一層の早期発見と迅速な対応や解決に向け、青少年教育カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な配置について検討してまいります。

スクール・サポート・スタッフにつきましては、主に教員の事務補助を担っており、教員の子どもと向き合う時間の確保や負担軽減にもつながることから、全校配置を目指し増員に取り組んでまいります。

ICTの専門スタッフにつきましては、本年度は小学校及び義務教育学校に35回、中学校に26回派遣し、授業における児童生徒への支援や、タブレットPCを活用した授業づくり、校務における機器操作補助などを実施しております。

教員の人材確保につきましては、教員定数の確保に向けて、国と連動した取組を行うとともに、教職や相模原の魅力を伝える取組の拡充、候補者選考試験の見直しなどを行い、計画的に正規教員の採用に努めてまいります。また、欠員が生じた場合の対応につきましては、

引き続き、代替教員や非常勤講師の任用を進めることで、通年で人材確保に取り組んでまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ 教員不足は深刻であり、労務環境の改善と人材確保について一層の施策を求める。

※参考

教員採用試験 神奈川県・川崎市が追加募集 受験者減少などで

12月16日 16時51分



教員のなり手不足が深刻となる中、自治体が確保に向けて対策に追われています。

教員採用試験の受験者数の減少や試験に合格しても辞退する人が相次いでいることなどから、関東では神奈川県と川崎市が追加で募集を行ったことがNHKの取材でわかりました。

NHKでは都道府県や政令指定都市など全国68の自治体の教育委員会に対して、春から夏にかけて行われる教員採用試験のほかに、追加で募集をかけて試験を実施したかどうかを聞き取りました。

その結果、受験者の減少や試験に合格しても辞退する人が相次いでいることなどを理由に、あわせて12の道と県、市で、このうち関東では神奈川県と川崎市が経験者などの条件を設けずに、追加で募集し、採用試験を行ったことがわかりました。

半数近くはことし初めて追加で募集をしたとしていて、中には、2年続けて受験者がいない教科が出た自治体もありました。

また、受験機会を増やすため、文部科学省は大学3年生のうちに教員採用試験の一部を受けられるようすることなどを各自治体に要請していますが、関東では1都6県と政令指定都市のすべての教育委員会が行っていると回答しました。

採用試験の受験者数が減少し、教員のなり手不足が深刻となる中、各自治体が教員の確保に向けて対策に追われています。

2024年12月17日 NHK 首都圏ニュース

2. 学びを支える環境をめぐる課題に対する取り組み

学びを希望するすべての人が、自由に学ぶことができる環境を整える取り組み、および学校の教育活動を支える学校外の仕組みや活動を充実させる取り組み。

重点 25 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

中等・高等教育機関への進学のための自治体独自の給付型奨学金制度および、返済支援制度を創設・拡充すること。あわせて貧困等を理由とする教育格差を再生産しないために、教育に対する国の責任として給付型奨学金および必要な子どもに対する伴走型支援の拡充と地方自治体に対する財政支援を国に求めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、教育委員会）

令和2年4月に高等教育の修学支援新制度が創設され、一定の要件（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）の学生を対象に、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金が合わせて措置されております。県では、これまで、多子世帯への支援の充実や、補助対象となる世帯の拡充、補助額の増額など、制度の拡充を国に要望してまいりました。国においても、令和6年度から、新たに多子世帯や理工農系の中間層（年収600万円程度までの世帯）に支援対象が拡大されたほか、令和7年度からは、多子世帯の授業料等は無償とする措置等を講ずることとされており、一定の成果があったと考えています。県では、引き続き、補助対象となる世帯の拡充や一人当たりの補助額の増額など、国に対してさらなる拡充を要望していきます。

高校生等に係る授業料以外の必要な教育費については、生活保護世帯及び住民税非課税世帯などの生徒を対象に、国の補助金を活用し、高校生等奨学給付金を支給しています。子どもたちが、経済的理由で学びを諦めることなく、本人が希望する進路に進めるよう、給付金の支給単価の増額と支給対象世帯の拡大を、引き続き国に要望していきます。

また、県教育委員会においても、給付型奨学金については、可能な限り多くの人数を採用するよう、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しています。

横浜市（教育委員会事務局学校支援・地域連携課）

大学等の高等教育機関への進学のための支援制度の創設は、現在検討しておりませんが、高等学校の修学が困難な生徒を対象とした給付型奨学金制度を実施しています。また、令和6年度から国の高等教育の修学支援制度が拡大されています。国の制度改正の動向を注視していきます。

川崎市（経済労働局、教育委員会事務局）

経済労働局：奨学金返還支援制度につきましては、他の自治体においれは導入している事例があり、多くは導入自治体の地域特性などを踏まえ、若者の地元定着による人材確保を図

る取組として、行われているものと認識しております。本市といたしましては、現在のところ川崎市立看護大学の地域定着促進奨学金返還免除以外、導入予定はありませんが、市内中小企業の人材確保支援は大変重要と考えており、現在、若年層を対象とした合同企業説明会やインターンシップマッチング会を開催するとともに、就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者や企業ニーズを踏まえた、従業員マッチングや定着支援セミナー等を実施するなど、若年層を含めた人材確保の取組を支援しているところでございます。

教育委員会事務局：

- ・本市の高校生への独自の支援策としましては、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な方に対し奨学金を支給する「川崎市高等学校奨学金」制度を設けており、市内在住であれば、市立高等学校以外に在籍している方も対象としておりますので、引き続き、同制度を適切に運用し、高校生への支援を継続してまいります。
- ・本市の大学奨学金は、無利子で貸付けを行う制度となっておりますが、国の奨学金制度との併用が可能なものとなっており、国では、意欲ある学生等が経済的理由により進学を断念することがないように、令和2年度から高等教育の修学支援新制度を開始し、授業料、入学金の免除、減額や、給付型奨学金などの支援が拡充されているところでございますので、今後も引き続き、社会経済状況や、国及び他の自治体における制度の内容を注視してまいります。

相模原市（教育局、こども・若者未来局）

高校生を対象とした本市独自の給付型奨学金制度につきましては、経済的理由により高等学校等における修学が困難な方に対して、入学時の入学支度金も含め、返還不要の奨学金を給付しております。

また、神奈川県が国の補助金を活用して実施している高校生等奨学給付金や、自治体が地域の実情に応じて実施している給付型奨学金制度につきましては、授業料以外の学校教育費を賄うことができるよう、引き続き、国に対して必要な財政支援等を要望してまいります。

大学生を対象とした本市独自の給付型奨学金制度及び貸与型の奨学金に対する返済支援制度を創設することや給付型奨学金の拡充を国・神奈川県に求めることにつきましては、国や民間が実施している様々な制度を踏まえ、必要性を検討してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・家庭の経済的事情によって、進学を断念することがないように一層の施策充実を求める。また、昨今の経済情勢を踏まえ、奨学金の返済に対する支援措置についても充実を求める。

重点 26 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

外国につながる子ども達が県内で増加している。義務教育への就学、高等学校への進学、就労、それぞれの段階で言語や生活習慣の相違等様々なことに起因する困難が生じ、結果として教育格差・生活格差が生じている。外国につながる子どもとその家族を地域の中で孤立させず、保護者も含めた必要なサポート体制が取られるよう施策を展開すること。

神奈川県（文化スポーツ観光局、産業労働局、教育委員会）

外国籍県民等が地域で共にくらす一員として、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくりを目指し、県は「多言語支援センターかながわ」を運営して多言語での相談対応や情報提供を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した日本語教育の総合的な体制づくりを進めています。

また、外国人労働者やその家族の目線に立ち、多岐に渡る生活面の課題に係る相談及び困りごとや、外国人材を雇用したい企業からの相談をワンストップで受け付ける外国人労働者支援チーム「ワーカーズ・コンシェルジュ」を設置しており、市町村等と連携して個々のニーズに応じて迅速に対応しています。

教育関係については、教育委員会作成の「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や保護者の困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図っています。「帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」において、県内各校での保護者対応に関わる工夫した取組を共有できる場を設定することや、児童・生徒およびその保護者への母語支援の一環として、翻訳ソフト・アプリ等 I C T の活用についての情報共有を行っています。

さらに、教育委員会では、本県の公立高等学校の入学者選抜制度として、一般募集のほかに、一般募集の志願資格を満たし、原則として、外国籍（難民として認定された者を含む。）を有する 15 歳以上の者（日本国籍を取得して 6 年以内の者も同等とする。）で、入国後の在留期間が通算 6 年以内の者を対象とした在県外国人等特別募集を実施しており、令和 7 年度入学者選抜では 19 校で募集を行うこととしています。日本語を母語としない生徒等の志願が想定される県立高等学校に対して、当該高等学校が実施する県立高等学校入学者選抜に係る説明会等への通訳依頼に対する予算措置を行うとともに、外国につながる子どもたちに対しては、NPO 法人と協働して日本語を母語としない人たちのための高校進学ガイダンスを開催するなど、引き続き外国につながる子どもたち等へのサポートを行っています。併せて、高校合格から入学までの間に、日本語や学校生活等について学ぶ「プレスクール」を開催し、入学前から支援を開始しています。

横浜市（教育委員会事務局小中学校企画課、国際局政策総務課）

本市では、昭和 56 年に日本語教室が設置されるなど、全国に先駆け日本語指導が必要な児童生徒への支援に取り組んできており、平成 29 年に日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和 2 年に「鶴見ひまわり」、令和 4 年に「都筑ひまわり」を設置したほか、国際教室担当職員の配置拡充等、支援の充実を図ってまいりました。

今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定されるため、国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設による学校ガイダンスや就学前教室等で児童生徒や保護者へ学校生活の体験や説明を行ったり、初期の集中的な日本語指導を行ったりして支援体制のさらなる充実を図るとともに、日本語講師、母語支援ボランティア、学校通訳ボランティア、外国語補助指導員などの支援員による支援体制の充実を図ってまいります。また、日本語指導が必要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、担当教員による支援が不可欠であることから、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでまいります。

また、日本語の困難な在住外国人への基本的な行政サービスの提供や、窓口等の円滑化を目的として、小中高等学校や福祉施設、区役所等へ通訳ボランティアの派遣を実施しています。また、令和 2 年 8 月に開設した「よこはま日本語学習支援センター」では、市域における地域日本語教育の推進・連携や日本語学習者及び支援者のサポート等を行っています。市内 NPO 法人や国際交流ラウンジ等とも連携し、外国につながる子どもの学習支援教室の実施や居場所づくりも行っています。引き続き、これらの支援の充実に取り組んでいきます。

川崎市（教育委員会事務局）

- ・義務教育への就学につきましては、市立小中学校に就学する外国籍の子どもがいる保護者に、「外国人保護者用就学ハンドブック」（8 言語に対応）を送付するとともに、川崎市教育委員会ホームページに掲載し、児童生徒のスムーズな就学を促しています。加えて、就学前の支援のために、外国につながるのある子どもと保護者を対象にしたプレスクールを開催しています。
- ・高等学校への進学につきましては、日本語を母語としない生徒への高等学校説明会の動画を、やさしい日本語・英語・中国語・フィリピン語で作成するとともに、動画のリンクを各学校に周知し、中学生や保護者が視聴できるようにすることで生徒の進学を支援しています。
- ・市立小中学校においては、国籍や滞在年数にかかわらず、日本語指導が必要な全ての児童生徒に、特別の教育課程を編成・実施し、日本語指導や学校生活への適応支援、教科学習の補充等を行っています。5 人以上在籍する学校には、国際教室を設置し教員の加配を行っています。19 人以上在籍している学校には更に加配を行い、指導の充実を図っています。在籍が 4 人以下の学校には非常勤講師による巡回指導を実施しています。並行して、学校生活への適応や日本語指導の初期段階を支援するために、対象児童生徒の母語を話せる日本語指導初期支援員を配置し、保護者との連携サポートも含め、合計 100 時間の支援を行っています。また、教育相談につきましては、学校をはじめ、各区・教育担当や、教

育政策室においても実施しています。今後も一人一人の学習状況等の実態に応じたきめ細かな支援を継続してまいります。

- ・保護者も含めたサポート体制につきましては、保護者や児童生徒と学校のコミュニケーション支援のために、学校等に通訳機を配布しています。通訳機では対応困難な児童生徒の指導や保護者との教育相談等においては、通訳者を派遣しています。今後も、継続的にきめ細かな指導と支援を行うとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、外国につながる児童生徒への支援に係る取組を推進してまいります。

相模原市（教育局、市民局）

外国につながる子どもとその家族への支援につきましては、日本語指導講師や日本語指導等協力者を派遣することによって在籍校で教員と連携を取りながら支援できる体制を構築しております。また、保護者への支援につきましては、母語通訳を派遣するなど、保護者と教員の相談活動等を支援できるようにしております。

今後も、日本語指導を必要とする児童生徒の増加や教育的ニーズに合わせて対応できるよう取り組んでまいります。

また、さがみはら国際交流ラウンジでは、外国につながる児童、生徒を対象として、ボランティアによる教科学習の支援や小・中学校入学前相談会等を実施しております。また、来日したての外国人市民等を対象とした「生活ガイダンス」による日本の文化や制度の紹介や外国人無料相談の実施など、継続的に取り組んでまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・日本語によるコミュニケーションが十分でない場合に、進学・就職など重要な節目で必要な情報から取り残されるなど、本人に不利益な状況が生じ結果として教育格差・生活格差が生じている。本人のみならず保護者も含めたサポート体制の充実を求める。

3. 差別やハラスメントのない共生社会をめざす取り組み

すべての人がその人らしく、働き、暮らすことのできる社会をめざす取り組み、および現存する被害を一掃し、被害者の救済につながる確実な仕組みを整える取り組み。

重点 27 〈補強〉

〔神奈川県〕

ジェンダー平等社会の実現に向け、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の浸透をはかり、地域・職場・教育現場において日常の様々な場面で直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。また、県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、県が率先して連携に向けた取り組みを進めるとともに、都道府県間連携に向け県としての制度導入を検討すること。

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

ジェンダー平等社会の実現に向け、「(各市) 男女共同参画推進プラン」の浸透をはかり、地域・職場・教育現場において日常の様々な場面で直接・間接差別の要因となる社会制度・慣行の見直しを推進すること。また、県内すべての市町村でパートナーシップ制度が導入されたが、市町村ごとに制度の相違があり連携に課題が残っている。すべての希望する人が権利行使できるよう、都市間連携の拡大に向け制度の見直しを進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局、産業労働局）

かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の浸透に向けて、若年層への取組や企業へのセミナー等の働きかけを行うと共に、プランの進捗状況を年次報告書として取りまとめ、男女共同参画の推進に係る状況を県ホームページで公表し、県民の皆様に広くお知らせしています。

また、神奈川県男女共同参画審議会によるプランの進捗状況に関する評価を公表するとともに、施策にフィードバックし、プランに位置付けられた目標の達成に向けて着実に事業を遂行していきます。

パートナーシップ制度については、県としては、婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、現時点で導入に向けた検討は考えていませんが、パートナーシップ制度の市町村間の連携促進に努めていきます。

横浜市（政策経営局男女共同参画推進課、市民局人権課）

男女共同参画行動計画で掲げた取組を推進し、各施策の実施状況等を明らかにするため、毎年報告書を作成して市ホームページで公表しています。引き続き、外部有識者等により構成される男女共同参画審議会からの意見も踏まえ、必要な施策を推進していきます。

また、本市では、職員向け研修を実施しているほか、各種様式類における性別記載欄の削除の徹底について関係各署に依頼する等、様々な慣行の見直しを推進しています。また、パートナーシップ宣誓制度では全ての希望する人が権利行使をできるよう、神奈川県や県内の自治体と協力して都市間連携の拡大を進めています。

川崎市（市民文化局人権・男女共同参画室）

川崎市では「男女平等かわさき条例」に基づき策定しました「第5期川崎市男女平等推進行動計画」において、SDGsにおける目標のうちの「目標5 ジェンダー平等」と方向性を共有した計画として位置付け、社会制度・慣行の見直しを含め、総合的かつ計画的な男女平等施策を推進してまいります。また、都市間連携につきましては、パートナーシップ宣誓制度を利用している性的マイノリティ当事者が、両自治体間で住所の異動をする場合の同制度に係る手続きが簡素化され、当事者の負担軽減につながるものですが、自治体ごとに宣誓することができる方の要件が異なっているなどの課題があることから、引き続き検討していきたいと考えております。

相模原市（教育局、市民局）

性別によって役割を分担するなどといった社会慣行の見直しや意識の改革を図るため、様々な講座等を開催するとともに、男女共同参画社会の実現を目指す情報誌「ともに」を作成し、公共施設や銀行、郵便局等への配架、事業所や学校への配布を行うなど、幅広く意識啓発を行っております。

教育現場においては、「人権教育指導資料集 Vol. 6 ～男女共同参画社会の実現に向けた人権教育の推進～」を発行し、教職員に周知しております。また、学校訪問研修の中で、指導主事が男女共同参画社会の実現に向けた人権教育について触れ、教職員が児童生徒の人権教育に活かすことができるようにしております。

今後も、様々な機会を捉え、社会慣行の見直しや意識の改革につながる取組を実施してまいります。

パートナーシップ制度導入自治体との他自治体との連携につきましては、川崎市、横浜市との連携のほか、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入により、全国169自治体との連携をしております。引き続き、自治体間の制度の相違等を踏まえつつ、連携による転居時の手続きの負担軽減に努め、性的少数者の生きづらさの解消に取り組んでまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・性的マイノリティ（少数者）に限らず、さまざまな事情で法的な婚姻せず、あるいはできない当事者が、相手との関係を他者に理解されない悩みや生きづらさを軽減する措置として浸透しつつある。引き続き、当事者の負担軽減と制度の理解周知を求める。

重点 28 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市〕

LGBTQ+などの性的マイノリティや在日外国人（朝鮮半島出身者、クルド人等）、アイヌ民族、琉球民族、被差別部落民などの社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置などを包含した人権尊重のまちづくりを推進するための包括的な条例を制定することを含めた取り組みを進めること。

〔川崎市、相模原市〕

社会的少数者に対する差別を禁止し、差別被害調査や差別被害救済措置など、人権尊重のまちづくりを推進する取り組みの具体的内容の公表・共有を進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局）

県では「かながわ人権施策推進指針」に、性的マイノリティ、外国籍県民等、同和問題などの各分野の施策の方向性を明記し、「人権がすべての人に保障される地域社会」の実現を目指しています。条例については、どのような内容であれば実効性を担保できるのか、国や他の自治体の動向を引き続き注視しながら検討していきます。

なお、差別被害調査や差別被害救済措置については、人権侵犯事件の調査権限をもつ地方法務局等の窓口をご案内するとともに、人権に関する普及・啓発活動については、国や市町村などと連携していきます。

横浜市（市民局人権課）

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めていくとともに、市内での状況などにも注視しながら、必要な施策を検討してまいります。

川崎市（市民文化局人権・男女共同参画室）

人権尊重のまちづくりの推進につきまして、本市としては差別や偏見を生まない土壌をつくるため、教育委員会と連携し、市内の小・中・高校の全児童・学生に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に係るリーフレットを毎年配布する他、駅やバス等の交通機関でのポスター掲出やインターネット等を活用した啓発活動を進めております。また、差別被害をはじめとした人権侵害の相談窓口である「かわさき人権相談」につきましても、同様に広報を行っており、今後も人権教育の推進や啓発活動を通じて、人権尊重の理念の普及に取り組んで参ります。

相模原市（市民局）

令和6年3月に制定した「相模原市人権尊重のまちづくり条例」では、不当な差別的取扱いを禁止し、それにもかかわらず不当な差別的取扱いを受けた場合には、救済を図るため、申立てに基づき助言、あっせん等を行うことを定めております（救済については令和7年度4月までに施行予定）。このほか、「相模原市人権施策推進指針」にのっとり人権尊重のまちづくりに関する施策を推進することや、施策を効果的に推進するため必要な調査及び情報の収集を行うことなどを定めております。

同条例に基づく施策については、広報さがみはらや市ホームページ、リーフレットなどを用いて周知に努めており、今後も、機会を捉えて周知に努めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 条例制定されている自治体においては、その実効性を引き続き担保するよう施策の充実を求める。また、新たに条例を制定する際には、あらゆる差別言動がその対象として、禁止されるよう罰則規定も含む実効性のある条例となるよう求める。

4. 安心して暮らし、働き、携わることのできる社会の実現に向けた取り組み

生命と安全、民主国家の主権にかかわる問題について、国の外交努力を求めるとともに、居住する地域での意識喚起・醸成を求める取り組み。

重点 29 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、相模原市〕

県内米軍基地は 12 施設あり近年その機能が付加強化されてきている。周辺住民の不安を解消し、安全で快適な生活を送れるよう、日米地位協定の抜本的な見直しはもとより、基地の整理・縮小・返還、強化されてきた機能の整理縮小、自治体や住民に対する速やかな情報提供を国に強く要請すること。

特に近年、県内米軍基地周辺では、河川・流出地下水から国の目標値を超える有機フッ素化合物（PFAS）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について早急に調査および回答を求め、必要に応じて県の立ち入り調査を求めること。

神奈川県（政策局）

県は、県と基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係県市連絡協議会」、米軍基地が所在する 15 都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、基地機能強化・恒久化の回避、日米地位協定の見直し、基地問題に関する国による地元への丁寧な説明と適切な対応、また P F O S 等に対しては、基地内の汚染状況に関する調査を早急を実施すること、地元自治体が求める立入調査等を実現させるようにすること等について、国に要望しています。引き続き、国に対し、関係自治体と連携して、粘り強く求めていきます。

横浜市（都市整備局基地対策課）

米軍施設の整理・縮小・早期返還等について、神奈川県基地関係県市連絡協議会の一員として、引き続き国に要請してまいります。

有機フッ素化合物（PFAS）に関し、国からは、日本国内の全ての米海軍施設、本州に所在する全ての米陸軍施設において PFOS 及び PFOA を含まない泡消火剤に交換作業が完了し、交換された PFOS 及び PFOA を含む泡消火剤については、日本国内で認可を受けた処分事業場における焼却処分によって廃棄処分を完了したと聞いております。引き続き、広域的な課題として神奈川県や基地関係市と連携し、市民の皆様には不要なご心配をおかけしないよう、適切な対応を行ってまいります。

相模原市（市長公室、環境経済局）

本市では、これまで、貴連合や市議会、市自治会連合会等で構成される「相模原市米軍基地返還促進等市民協議会（以下「市民協議会」と言います。）と共に、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組んでおり、市民生活やまちづくりなどのために緊急に必要な部分につきましては、一部返還又は共同使用を国及び米軍に対して求めています。また、基地近隣住民に不安を与えるような基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対し求めています。

今後も、基地機能の整理・縮小・早期返還に向けて取り組むとともに、基地機能の強化等を行わないよう、国及び米軍に対して求めてまいります。また、基地周辺住民の皆様の不安解消に資するよう、引き続き、適時・適切な情報提供に努めてまいります。

日米地位協定の見直しにつきましては、本市では、かねてから、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の構成自治体である神奈川県及び基地関係市と共に、事件・事故の防止や環境対策など様々な観点から、条項ごとに改善点を国に示しているほか、市民協議会と共に見直し・運用改善等を強く求めています。

今後も、日米地位協定の見直しにつきまして、神奈川県基地関係縣市連絡協議会の構成自治体と連携し、基地周辺住民の不安解消を目指し、安全で快適な生活を送れるよう市民協議会と共に国及び米軍に求めてまいります。

また、有機フッ素化合物につきましては、令和5年1月に市内の米軍関連施設の排水に含まれるP F O S及びP F O Aの調査を実施し、暫定指針値を下回っていることを確認しており、現時点で立入調査を要請する予定はございません。

なお、キャンプ座間及び相模総合補給廠を含む在日米軍施設における全ての旧式水成膜泡消火薬剤がP F O S等を含まない新式組成の水成膜泡消火薬剤に交換された旨について、防衛省から情報提供を受けております。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 基地周辺住民の不安解消をめざし、国への要請とともに自治体としての主体的取り組みを求める。

重点 30 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

国家の主権および国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮による日本人拉致問題の風化を防ぎ、一日でも早い帰国を実現するため、国と連携しさらなる啓発活動に取り組むとともに、県民集会を開催するなど、県民・市民への世論喚起の充実に取り組むこと。

神奈川県（文化スポーツ観光局）

北朝鮮による拉致問題は、発生から既に 40 年以上の長い年月が経過し、もはや一刻の猶予も許されない状況です。本県は、「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」の会長として、拉致問題担当大臣に、直接、要望書を提出するなど、一刻も早い全面解決に向けて、日本政府として主体的に取り組むよう要望を行っています。

また、解決に向けた啓発の取組については、「めぐみさんと家族の写真展」の開催や、本県にゆかりのある特定失踪者の方のパネル展示のほか、映画「めぐみ」の上映会を県内 5 か所で開催するなど県内市町村とも連携して「オール神奈川」で取り組んでおります。加えて、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、県庁本庁舎のブルーライトアップを行うとともに、新たに市町に協力をいただき、めぐみさんの救出を訴えるタペストリーを県内 7 か所に掲出しました。

今後も、拉致問題を決して風化させないように引き続き啓発活動に取り組むことで、拉致問題に対する理解を深め、解決に向けて県民世論を高めていきます。

横浜市（市民局人権課）

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発として、内閣官房拉致問題対策本部事務局が主催する事業の周知協力のほか、県や県内拉致被害者家族支援団体との協働による市民向けの啓発イベントを毎年開催しています。

引き続き、関係機関と連携しながら、拉致被害者等の一日でも早い帰国の実現に向けて、市民への啓発に取り組んでいきます。

川崎市（市民文化局人権・男女共同参画室）

北朝鮮による拉致問題につきましては、5 人の拉致被害者の方が帰国してから 20 年以上が経過しました。この問題を風化させないためにも、より多くの方が関心を持ち、理解を深めていくことが大変重要であると考えています。横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民の皆様方に拉致問題についての理解を深めていただくため、本市では、国をはじめ、他の自治体や支援団体と連携し、さまざまな取組を実施しています。今後、若い世代に向けた啓発に一層力をいれることで、市民の皆様による支援の輪を広げていけるよう取り組んでまいります。

相模原市（市民局）

北朝鮮当局による日本人の拉致問題につきましては、これまで北朝鮮人権侵害問題啓発週間（毎年12月10日～16日）にあわせた啓発事業や、国や神奈川県、他市と連携した啓発活動を行ってまいりました。今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための啓発活動を進めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・今後も世論喚起への一層の注力を求める。

※参考

県立高校で北朝鮮拉致問題の特別授業 神奈川で初の取り組み、若い世代へ啓発

2024/12/17 18:52

📄 ポスト

👍 反応



🔖 記事を保存

社会 | 事件・疑惑



北朝鮮による拉致問題を考える特別授業で高校生に講演する横田拓也さん＝横浜市神奈川区

拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代の理解を深めていこうと、神奈川県は初の取り組みとして、県立城郷高校（横浜市神奈川区）で特別授業を実施した。北朝鮮に拉致された横田めぐみさん（60）＝拉致当時（13）＝の弟で、拉致被害者家族会代表の横田拓也さん（56）の講演などが行われ、参加した約500人の生徒が熱心に耳を傾けた。

「拉致被害者家族会」代表の横田拓也さん（56）が、県立城郷高校で特別授業を行う。

2024 年 12 月 17 日産経新聞から引用

【行財政】

- | | | |
|-------|-------------------------------|---|
| 重点 31 | カスタマーハラスメント対策と倫理的消費者行動促進を推進 | ② |
| 重点 32 | 公契約条例制定に向け、労働条件確保と価格転嫁環境整備を推進 | ② |
| 重点 33 | 若者の政治意識醸成と投票所拡大、予算人員確保を推進 | ② |
| 重点 34 | 政治参加を促進し、ハラスメント対策強化と環境整備を推進 | ① |
| 重点 35 | 旧姓通称使用の限界を受け、民法改正と県内制度導入を推進 | ② |

1. ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保に向けた取り組み

働く環境を著しく阻害し、生産性を低下させるカスタマーハラスメントを防止し、働く人を守りながら消費者にも優しい社会をつくる取り組み、また、取引に占める公共調達的位置と役割を再認識し、コストの価格転嫁に対応する公共調達のあり方を求める取り組み。

重点 31 〈補強〉

〔神奈川県〕

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。カスタマーハラスメントにかかわる実態調査等を行い、対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進することはもとより、その根拠ともなり、被害を防止するための条例制定の取り組みを進めること。

〔横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。カスタマーハラスメントにかかわる実態調査等を行い、対応策を検討するための政労使が参画する枠組みを早急に構築すること。また、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。

神奈川県（産業労働局、総務局、くらし安全防災局）

県では、カスタマーハラスメント対策として、カスハラ対策企業マニュアル等の周知や企業向けの講演会を実施しています。

また、事業者に対する過剰な要求と思われる苦情や相談が県の消費生活相談窓口に寄せられた際には、カスタマーハラスメントにつながることをないよう、丁寧かつ適切に助言をし

ているほか、ホームページやリーフレットを通じて、倫理的な消費者行動のより一層の浸透に努めていきます。

条例については、国で法制化に向けた検討が進んでいることから、現在、県として制定することは検討していませんが、今後も国と連携して周知啓発などに取り組んでいきます。

さらに、県庁内の取組については、職員をカスハラから守る対策の検討を行うため、庁内におけるカスハラの実態調査を行いました。実態調査の結果を踏まえ、今後の対策を検討していきます。

横浜市（経済局雇用労働課、消費経済課）

国の動向を注視しつつ、神奈川働き方改革会議（地方版政労使会議）において、実態調査等をはじめとした対応策について、検討していくとともに、倫理的な消費者行動の促進に向け、引き続き、消費者市民社会の形成を目指した教育・啓発を推進してまいります。

川崎市（経済労働局労働雇用部）

カスタマーハラスメントにつきましては、労働者の労働意欲を減退させ、能力の有効な発揮を阻害するなど、就業環境を悪化させるものであるとともに、適正なサービスの提供に支障を来すものと認識しております。

また、本市において、毎年実施している「労働状況実態調査」の令和6年度の調査項目に「カスタマーハラスメントの取組状況」を追加するなど、状況把握に努めているところです。

今後につきましても、当調査結果なども踏まえながら、周知啓発などに取り組んでまいりたいと存じます。

相模原市（市民局、環境経済局）

カスタマーハラスメントへの対応につきましては、国や東京都において労働者を守る対策等について、議論を進めていることから、その動向を注視してまいります。

倫理的な消費者行動を促進するための施策につきましては、消費者政策としての対応の可否も含めて、検討してまいります。

神奈川労働局

令和6年8月8日公表「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書」において、カスタマーハラスメントについて事業主の措置義務とすることが適当であると言及されており、この報告書を踏まえて、現在、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において議論が行われているところです。今後のカスタマーハラスメント対策については、法整備の動向を見守り対応を検討してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・ 政府による法制化等情勢の変化を注視しつつ、施策の進捗と効果を把握することが必要。
- ・ 中小企業および BtoB 取引でのカスタマーハラスメント抑止への取り組み強化を求める。

重点 32 〈補強〉

〔神奈川県〕

県の公契約条例に関する協議会はまとめとして、最近の賃金や請負・契約の動向を踏まえ、「2024 年問題などへの対応の結果や影響が明らかになった段階で、公契約のあり方について検討」とした。しかし、公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。公契約(公共調達)の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け、改めて取り組みを開始すること。

〔横浜市〕

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。公契約(公共調達)の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け組むこと。

〔川崎市、相模原市〕

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。公契約(公共調達)の管理運営における、公契約条例の効果を検証し公表すること。

神奈川県（会計局、県土整備局、産業労働局）

令和 5 年度に開催した「公契約に関する協議会」において、公契約条例の必要性について御議論いただきました。令和 6 年 5 月の「公契約に関する協議会」からの報告書では、今日時点では、労働報酬下限額を規定する賃金条項のある公契約条例により賃金を下支えする状況にはないとの結論でした。

なお、賃金条項がない公契約の理念などを規定した理念条例についても、条例化の必要性については意見が分かれました。

議論のまとめとしては、建設業界は 2024 年問題への対応に直面しており、先が見通せないため、現時点で、これ以上の議論を深めることは難しい状況であったことから、2024 年問題などへの対応の結果や影響が明らかになった段階で、その間の社会情勢の変化も考慮したうえで、公契約のあり方についての検討が必要との意見でした。

このため、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」や「賃金実態調査の継続」が指摘されました。

そこで、県は、公契約のあり方について検討するため、この 3 つの課題への取組を引き続き進めていきます。

横浜市（財政局契約第一課）

労働者の皆様の労働条件を守ることは大変重要であると考えています。これまで、過度な低価格競争を防止する対策を実施しており、令和 4 年 9 月に工事の最低制限価格等の引上げを行い、委託については令和 5 年度契約から最低制限価格の引上げを行うとともに、令和 7 年度契約からは対象範囲を拡大します。

引き続き、関係団体の皆様のご意見を伺うとともに、今年度、国が適正な労務費等の確保と行き渡りも目的として担い手 3 法を改正していますので、その動向も注視しつつ、他都市の公契約条例をはじめとする様々な取組を参考にしながら、労働条件を守るための環境整備に取り組みます。

川崎市（財政局契約課）

本市におきましては、「川崎市契約条例」及び「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」において、市内中小企業者への受注機会の増大を図ることを方針として明記し、市内業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内中小企業への優先発注することを原則としております。引き続きこの方針を継続して市内中小企業者の受注機会を確保するとともに、可能な限り分離分割発注を行うことにより、市内中小企業の地域貢献を斟酌するよう努めてまいります。

また、公契約制度の運用状況を確認することにより、公共事業の品質の確保及び契約に携わる労働者の労働環境整備に一定程度寄与できたものと考えております。

今後につきましても、他都市の公契約制度の運用方法についての調査・研究を踏まえ、作業報酬審議会の意見を聴きながら、公共事業の品質の確保や労働者の労働環境整備に努めてまいります。

相模原市（財政局）

本市においては、公契約条例対象の案件について、労働者に対する報酬支払額を記載した労働状況台帳の提出を受注者に義務付けるとともに、現場視察を行い、事業者と労働者、双方に聞き取り調査をするなど、労働環境の把握に努めております。

また、相模原市労働報酬等審議会からの意見や関係団体等の要望を伺う中で、条例の実効性の確保に向けて取り組んでおり、相模原市労働報酬等審議会の開催後、会議録については、市のホームページへの掲載や行政資料コーナーでの配架を行っております。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・適用範囲の拡大に向け、事業者・行政担当者の事務負担軽減に向けた取り組みも求め、より実効性のある条例とする取り組みが必要。
- ・「労働条項（賃金条項）」が盛り込まれた公契約条例の制定に向けた機運醸成が必要。

※参考

【賃金条項を有する公契約条例】制定状況（2024 年 12 月時点）

自治体名	施行年月日	自治体名	施行年月日
千葉県野田市 *	2010 年 2 月 1 日	兵庫県加東市	2015 年 7 月 1 日
川崎市	2011 年 4 月 1 日 ※	愛知県豊橋市	2016 年 4 月 1 日
東京都多摩市	2011 年 12 月 22 日	埼玉県越谷市	2017 年 4 月 1 日
相模原市	2012 年 4 月 1 日	東京都目黒区 *	2018 年 10 月 1 日
東京都渋谷区 *	2013 年 1 月 1 日	東京都日野市 *	2018 年 10 月 1 日
東京都国分寺市	2012 年 12 月 1 日	愛知県豊川市 *	2019 年 2 月 1 日
神奈川県厚木市	2013 年 4 月 1 日	東京都新宿区	2019 年 10 月 1 日
東京都足立区	2014 年 4 月 1 日	東京都杉並区	2020 年 8 月 1 日
福岡県直方市	2013 年 12 月 20 日	東京都江戸川区	2021 年 10 月 1 日 ※
東京都千代田区	2014 年 10 月 1 日	東京都中野区	2022 年 4 月 1 日
兵庫県三木市	2014 年 7 月 1 日	東京都北区 *	2023 年 4 月 1 日
埼玉県草加市	2015 年 4 月 1 日	三重県津市	2023 年 4 月 1 日 ※
東京都世田谷区	2015 年 4 月 1 日	東京都墨田区	2023 年 10 月 1 日
高知県高知市	2015 年 10 月 1 日 ※	東京都台東区	2024 年 4 月 1 日
千葉県我孫子市	2015 年 4 月 1 日	愛知県みよし市 *	2024 年 2 月 1 日
兵庫県加西市	2015 年 3 月 25 日	東京都文京区	2025 年 4 月 1 日

自治体名 * : 一定額以上の賃金を支払うことを直接義務づける条例

施行年月日 ※ : 改正施行

2. 市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み

若者の投票率向上に向けた啓発を求める取り組み、有権者の投票意欲を喚起する仕組みづくりに向けた取り組み。

重点 33 〈補強〉

〔神奈川県〕

若者の政治意識の醸成に向けた、参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会を拡充すること。

〔横浜市、川崎市、相模原市〕

若者の政治意識の醸成に向けた、参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会を拡充すること。また、投票機会の確保を念頭に共通投票所設置の拡大、期日前投票時間の弾力的な運用等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。あわせて、そのための予算と人員の確保を行うこと。

神奈川県（教育委員会、選挙管理委員会）

県教育委員会では、参議院議員通常選挙の際に、全ての県立高校と中等教育学校で模擬投票を実施しており、事前・事後の学習と合わせて、政治や選挙について学んでいます。現在、若年層の投票率は、他の年代と比べて低く、今後、投票行動につなげていくためには、高校生が社会課題を自分事として捉えられるよう、指導の工夫が必要です。

そこで、令和6年7月に「神奈川県教育委員会と神奈川県選挙管理委員会との協力連携に関する協定」を締結し、県選挙管理委員会との連携を強化することで、選挙に関する出前講座を行う機会を増やすなど、一層の意識啓発を図ります。こうした取組を通じて、主権者として自ら考え、自ら判断していく力を醸成するため、今後も県立高校等における主権者教育を進めていきます。

横浜市（選挙管理委員会事務局選挙課、調査課）

選挙管理委員会では、主権者教育の充実は重要な課題として、取組を進めています。今年度は、中学3年生向けの社会科副教材「あと3年」に新たに二次元コードを加え、ホームページでのプラアルファの情報にリンクできるように内容に工夫を図りました。今後も、教育委員会と連携しつつ、より参加しやすく、わかりやすい視点も意識し、学校での出前授業等、効果的な取組を進めていきます。

共通投票所の導入については、令和6年度は導入の前提となる無線通信の電波調査を実施しています。その結果もしっかり検証し、調査・研究を進めていきます。

また、期日前投票所の利便性についても重要な課題と認識しており、選挙時の各投票所の運営状況、利用者の状況等を把握しながら、より利用しやすい投票所の視点から、開設場所や時間、人員体制なども含め、必要な改善や見直しを継続してまいります。

川崎市（選挙管理委員会）

本市といたしましても、若者の政治意識の醸成は、重要な課題であると考えているところです。

このため、中長期的な視点に立ち、選挙権年齢に達する前の世代を対象に、市内の小・中学校や高等学校などと連携し、年代に応じた「選挙出前講座」を令和5年度は延べ25校、約2,350名の児童・生徒を対象に実施するとともに、実際の選挙器材を使った「生徒会役員選挙協力事業」を、中学校を中心に56校で行う等、政治や選挙への関心を高める取組を継続して行っております。

今後につきましても、学校教育機関や関係する機関との連携を密にしつつ、若者の政治意識の醸成に向けた取組を一層推進してまいります。

また、誰もが行きやすい投票所の拡大は、選挙人の投票機会の確保に向けて重要な取組であると認識しておりますので、今後も他都市の事例などを参考としながら検討を行ってまいります。

相模原市（行政委員会事務局）

参加しやすく、わかりやすい主権者教育の機会の拡充につきましては、小学生から大学生を対象に、選挙についての出前授業や架空の土地の活用方法を題材にした模擬投票を実施しております。また、生徒会役員選挙などで、本物の投票箱や記載台などの物品を貸出しなど、選挙への関心を高める取組を行っており、今後も、多くの学校で実施できるよう、取り組んでまいります。

「共通投票所」の設置につきましては、投票資格を確認するにあたり、全ての投票所を通信回線で接続する必要があります。現状では回線の敷設やセキュリティの確保等に課題があるため、導入が困難な状況ですが、引き続き、他自治体の状況なども参考にしながら、設置の可能性について研究してまいります。

また、行きやすい投票所として、期日前投票所を公民館や総合事務所など、地域に密着した施設に設置するとともに、利便性を高めるため、駅に直結した建物内にも設置し、午後8時まで実施しております。

今後も、投票所の充実を図るため、利便性や費用対効果を考慮しながら必要な予算と人員の確保に努めてまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・若年層に対する政治や投票への意識喚起および、社会への民主的意見反映機会としての選挙の仕組みについての理解を深める取り組みについて更なる実施を求める。

3. ジェンダー平等社会実現に向けた課題への対応を求める取り組み

社会が内包するジェンダー不平等を様々な角度からの是正を求める取り組み、あわせて、基本的法改正を働きかける取り組み。

重点 34 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

若者や女性、子育て中の人など、これまで政治から遠いと考えられてきた人たちの当事者性を高めるため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、政治活動、選挙期間、議会等における、あらゆるハラスメントを対象とした対策の強化を行うこと。

神奈川県（議会局、福祉子どもみらい局）

令和3年6月に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第67号）では、国及び地方公共団体は、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備やハラスメントの発生の防止を図るための研修の実施等の施策を講ずるものとされています。これを受け、本県議会では、女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境を整備するため、欠席事由に出産、育児、介護を規定しています。また、ハラスメント対策の一環としては、令和4年度に研修を実施しており、今後も継続して研修を実施するとともに、国や他都道府県などの動向を注視し、議会におけるハラスメント対策について取り組んでいきます。

さらに、政治分野における男女共同参画の状況を「見える化」しています。ホームページに議員に占める女性の割合など女性の政治参画の状況を取りまとめた女性の政治参画マップなど県の状況を公開しています。

横浜市（議会局総務課、議事課）

横浜市内では、本会議・委員会について、欠席事由として出産・育児・介護等を明文化しているほか、事前申し出があった場合の離席・退席を可能としているなど、議員活動と家庭生活の両立を支援する環境づくりに取り組んできました。

また、ハラスメント対策として、議員に対し、国が作成した「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を活用した研修等を実施しています。

多様な人材が議会に参画しやすくなるよう、議会運営上の工夫や環境整備に今後も取り組んでまいります。

川崎市（議会局庶務課）

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議及び委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を整備しています。

また、議員のコンプライアンスの意識向上に資する取組として、ハラスメントに関する議員研修の実施を検討しているところです。

相模原市（議会局）

議員活動と家庭生活との両立支援など、議員活動をしやすい環境づくりは重要なことと考えており、相模原市議会では、女性をはじめ、多様な人材の市議会への参画を促す環境を整備するため、本会議や委員会の欠席事由として育児・看護・介護・配偶者の出産補助等について市議会会議規則に明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を行っております。

また、市議会基本条例においてハラスメント行為を厳に慎む規定等を追加し、議員を対象としたハラスメント防止のための研修を実施しているほか、議員又は職員へのハラスメント事案が発生した際、市議会として必要な対応が迅速かつ適切に行えるよう手順を定めております。

今後も、多様な方々の市議会への参画を促す環境づくりやハラスメント根絶に向けた取組を進めてまいります。

評価 ① 取り組みが進められており、課題解決や前進が期待できる

・議会におけるハラスメント対策が、引き続き進められるよう状況を注視する。

重点 35 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

旧姓の通称使用に限界が来ていることを踏まえ、国への民法改正の働きかけを強化すること。また、法改正までの間、神奈川県内におけるパートナーシップ制度の適用状況なども踏まえ、県としての制度導入に取り組むとともに、ファミリーシップ制度の確立に向けた取り組みを進めること。

神奈川県（福祉子どもみらい局）

旧姓使用に関する民法改正については、国の動向を注視していきます。

また、パートナーシップ制度については、県では、婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、現時点で県として導入に向けた検討は考えていません。本県においては、全ての市町村が制度を導入していますので、市町村間の連携に努めていきます。

なお、ファミリーシップ制度については、国や他の自治体の動向を注視していきます。

横浜市（市民局人権課）

ファミリーシップ制度の確立については、当事者の声や法改正等の動向も踏まえながら、検討を進めていきます。

川崎市（市民文化局人権・男女共同参画室）

旧姓の通称使用につきましては、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」を目指すことが掲げられ、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されておりますので、引き続き国の施策等を注視してまいります。また、ファミリーシップ制度についてですが、パートナーシップの宣誓をするカップルには子どもを含む家族の存在が想定され、同制度に対する一定のニーズがあるものと考えておりますので、ファミリーの定義など幾つかの課題がありますが、今後も引き続き国や県内他都市等の動向を注視しながら調査研究を進めていく必要があるものと考えております。

相模原市（市民局）

本市では、令和2年4月からパートナーシップ宣誓制度を運用しております。引き続き、当該制度により性的少数者の方の自分らしい生き方の後押しや、生きづらさの解消に取り組んでまいります。

制度の拡充につきましては、他自治体における影響や効果等について、調査、研究してまいります。

評価 ② 取り組みが進められているが、解決や進展に向け更なる努力を求める

- ・現状、要求内容に沿った取り組みが行われている。
- ・ファミリーシップについては、世田谷区・豊島区など制度化されている地域の制度も参考に取り組みの前進を求める。